

# 岩手県多文化共生推進プラン

---

～わかり合い、高め合い、  
ともに築く共生の国いわて～



平成22年 2月

岩 手 県

# ① 多文化共生とは？ ①

## ○ 多文化共生とは？

国籍や民族等のちがいににかかわらず、すべての人がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体としてともに生きることです。

## ○ What is a “multicultural society”?

A multicultural society is the concept of a society where people understand each other’s cultural backgrounds and perspectives regardless of differences in nationality and ethnicity, where everyone lives together and supports their local community.

## ○ 什么是“多文化共生”？

多文化共生是不同国籍和不同民族的人们互相尊重对方的文化背景与思维方式，作为地区社会的主体实现共存的社会形态。

## 【岩手県多文化共生推進プラン目次】

1	岩手県多文化共生推進プラン策定の背景等	p 1
(1)	なぜ、プランを策定するのか？ ～プラン策定の背景～	
(2)	どのようなプランなのか？ ～プランの位置付け、特色、期間～	
(3)	多文化共生にはどのような意義があるか？ ～多文化共生の意義～	
2	本県における多文化共生の現状と課題等	p 3
(1)	本県の外国人県民等の現状（外国人登録者数の現状）	
(2)	本県における多文化共生をめぐる課題の例	
3	目指す将来像（基本目標）	p 11
(1)	目指す将来像（基本目標）	
(2)	視点	
4	多文化共生に向けての主な施策の方向等	p 13
	施策の方向1 コミュニケーションの支援	
	施策の方向2 生活支援	
	施策の方向3 多文化共生の地域づくり	
5	各主体の役割（県民が一体となった多文化共生社会の実現）	p 19
[資料編]		
資料1	多文化共生についての意識調査結果の概要	p 25
資料2	岩手県に在住する外国人の課題調査結果の概要	p 32
資料3	作成経過・意見募集結果	p 37
資料4	各市町村の多文化共生担当課、国際交流協会	p 38

—本プランにおける外国人県民等とは—

外国籍を持つ県民のほか、日本国籍を取得した県民や国際結婚などによって生まれた外国人の親の文化を背景に持つ子供など、外国にルーツがあり、外国籍の人と同様の課題を持つ県民とします。

# 1 岩手県多文化共生推進プラン策定の背景等

## (1) なぜ、プランを策定するのか？ ～プラン策定の背景～

- 情報技術や交通手段の発達などにより、国境を越えた経済活動が活発化し、グローバルな人の移動が盛んになっています。
- 本県においては、外国人登録者数の増加はここ数年横ばい傾向にはありますが、少子化の進展により県人口が減少傾向にあることを考えると、県人口に占める外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民（以下「外国人県民等」といいます。）の割合は今後高まっていくことが予想されます。
- 一方、外国人県民等の中には、生活していく中で、言葉や習慣などの違いにより不便を感じている方が少なからず存在し、地域の中に溶け込むことができない場合もあります。また、日本人県民も言葉や習慣、文化などの違いから、外国人県民等と付き合うことにためらいを感じている場合があります。
- 「県民一人ひとりが、共に支え合いながらいきいきと働き、安心して暮らし、楽しく学んでいくことのできる希望あふれる社会」（いわて県民計画）を実現していくためには、外国人県民等にとっても暮らしやすい環境を整えていく必要があります。
- そのためには、外国人県民等を感じている言葉の違いや習慣の違いなどの「壁」の解消に努力するとともに、外国人県民等に対する理解を深め、国籍や民族等の違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として共に生きる、多文化共生社会の実現が必要です。
- こうしたことから、「岩手県多文化共生プラン」を策定し、多文化共生の考え方について広く普及を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めようとするものです。

## (2) どのようなプランなのか？ ～プランの位置付け、特色、期間～

### ① プランの位置付け

- 県では、「いわて県民計画」の主要な政策の一つとして、「多様な文化の理解と交流」を設定し、その中で「地域における交流を通じた多文化の理解」「外国人県民等が暮らしやすい環境づくり」を掲げています。
- このプランは、多文化共生社会の実現に向けて、こうした主要な政策の具体的な展開を図るため、総合的な目標や施策の方向を定めるものです。

### ② プランの特色

- 多文化共生社会の実現に当たって解決していくべき課題は、様々な分野に横断的に関わる地域全体の課題でもあります。

これを着実に推進していくためには、県民や自治会、県、市町村、国際交流協会、国際理解関係団体、企業、大学、学校など様々な活動主体が期待される役割を分担しながら連携して取り組んでいく必要があります。このプランはこうした主体が多文化共生への取組を実施する際の指針となるものです。

### ③ プランの対象期間

- 本プランの対象期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。  
これは、社会経済情勢が目まぐるしく変化する今日、こうした変化に対応した施策を弾力的かつ効果的に展開できるようにするためです。
- なお、この間、外国人県民等を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適時目標の見直しなども行っていきます。

## (3) 多文化共生にはどのような意義があるか？ ～多文化共生の意義～

本県では、次の4つを多文化共生の意義と捉え、本プランに基づく様々な取組を通じ多文化共生社会の実現を目指していきます。

### ■ 人権の尊重

すべての県民が安心・安全に、お互いを尊重し合いながら暮らすためには、国籍や民族などが違うことを理由に不当な扱いを受けたり、権利を侵害されたりすることがないような社会が必要です。

### ■ 地域の活性化

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、外国人県民等にとっても暮らしやすい環境づくりを推進することによって、地域の魅力が高まり、海外との交流や地域産業・経済の振興にもつながります。

### ■ 県民の異文化理解力の向上

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力の向上が期待されます。地域での異文化交流が進むことで、多様な文化芸術の創造や、コミュニケーション能力に優れた人材の育成も期待できます。

### ■ ユニバーサルデザインのまちづくり

多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化などの様々な違いを持つ外国人県民等にとっても暮らしやすい地域づくりであり、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進につながります。

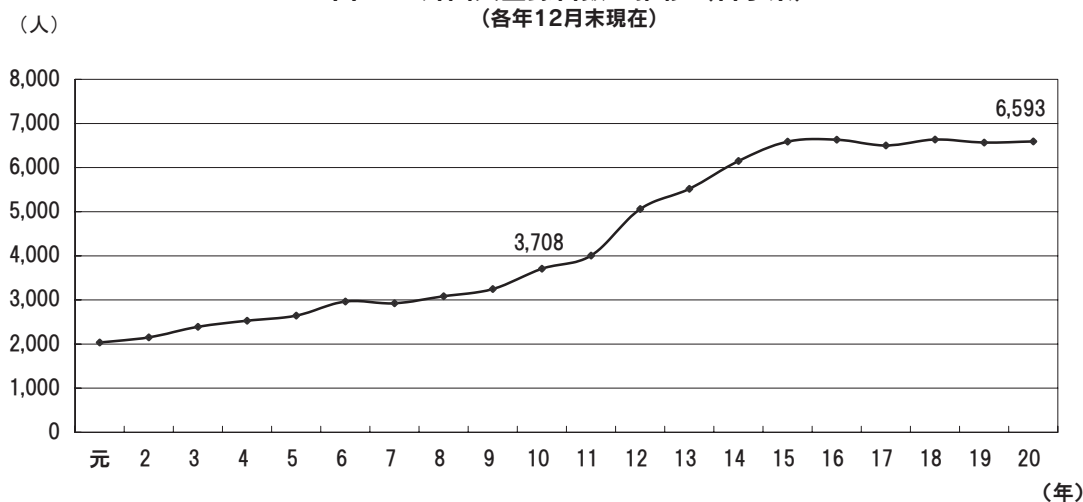
## 2 本県における多文化共生の現状と課題等

### (1) 本県の外国人県民等の現状（外国人登録者数の現状）

○ 本県における平成20年12月末現在の外国人登録者数は6,593人で、10年前の3,708人と比べ、2,885人、77.8%増加しました。（図1）

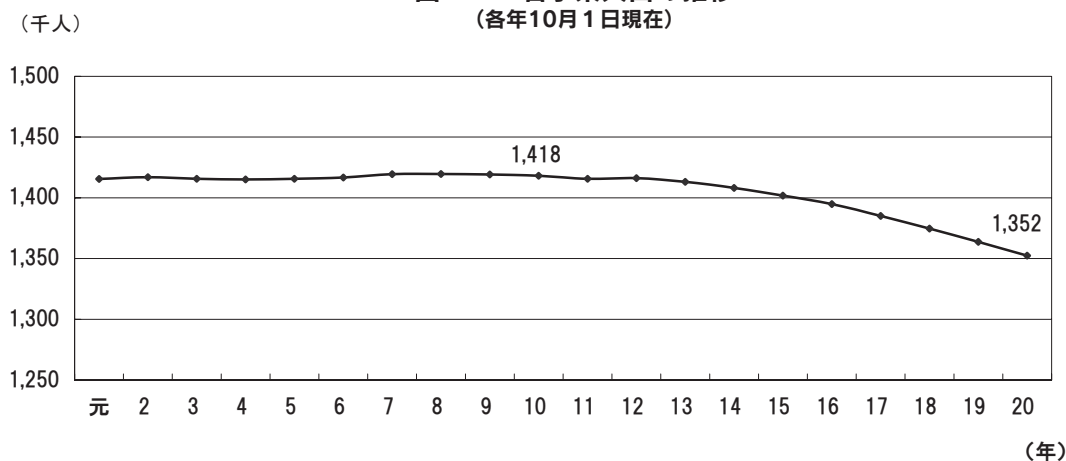
なお、県人口は、平成10年10月1日現在の1,418,207人から、平成20年10月1日現在の1,352,388人へと、この10年で65,819人減少しており（図2）、この結果、外国人登録者数が県人口に占める割合は、0.26%から0.49%へと0.23ポイント上昇しました。

図1 外国人登録者数の推移（岩手県）  
（各年12月末現在）



出典：岩手県地域振興部 NPO・文化国際課「2009年いわて国際要覧」

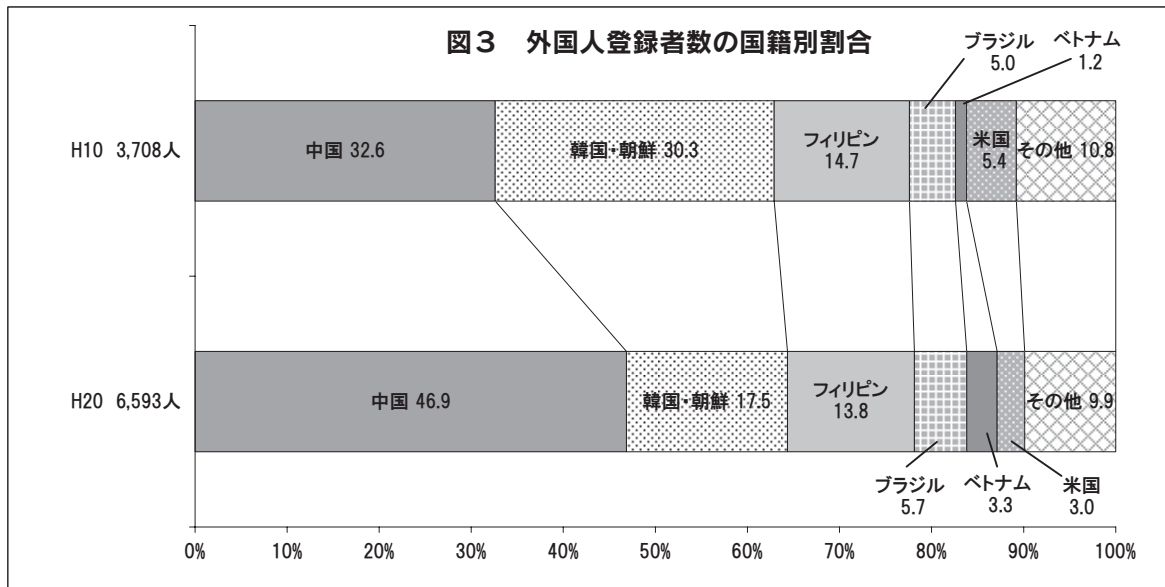
図2 岩手県人口の推移  
（各年10月1日現在）



出典：岩手県総合政策部「岩手県人口移動報告年報」

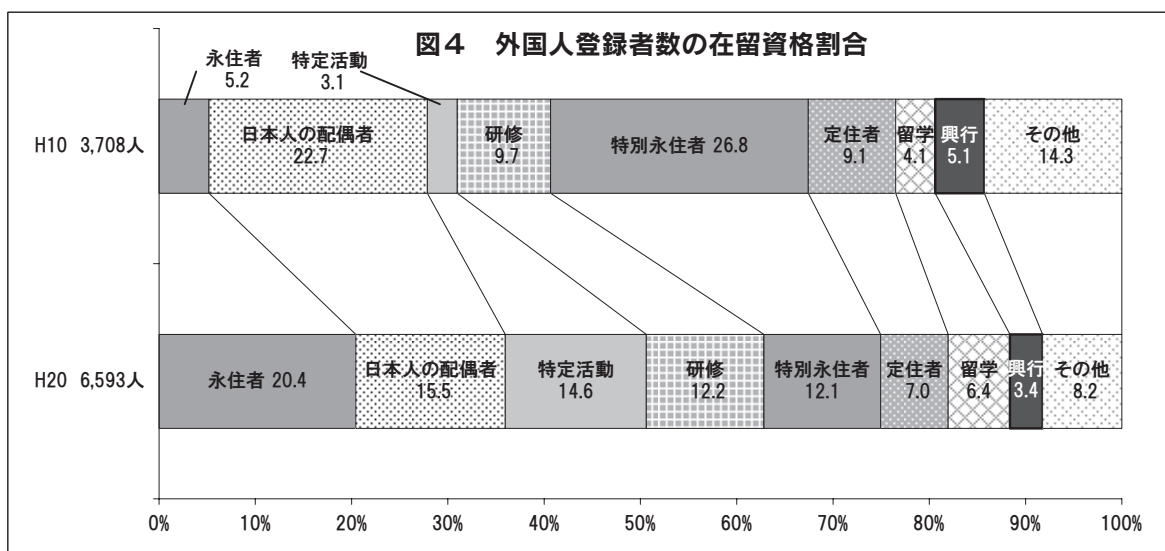
- 本県の平成 20 年 12 月末現在の外国人登録者を**国籍別**にみると、中国の 46.9% が最も多く、次いで韓国・朝鮮 17.5%、フィリピン 13.8%、ブラジル 5.7%、ベトナム 3.3%、米国 3.0%などの順となっており、10 年前との比較では、中国が 14.3 ポイント、ベトナムが 2.1 ポイント増加していますが、韓国・朝鮮は 12.8 ポイント、米国は 2.4 ポイント減少しています。(図 3)

なお、本県の外国人登録者の**出身国**は、66 カ国となっています。



出典：法務省 「登録外国人統計年報 2008 年」、「平成 11 年版在留外国人統計」

- これを**在留資格別**にみると、永住者 20.4%、日本人の配偶者 15.5%、特定活動 14.6%、研修 12.2%、特別永住者 12.1%などの順となっており、10 年前との比較では、永住者が 15.2 ポイント、特定活動が 11.5 ポイント増加していますが、特別永住者は 14.7 ポイント減少しています。(図 4)



出典：法務省 「登録外国人統計年報 2008 年」、「平成 11 年版在留外国人統計」

※永住者

法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動・在留期間のいずれも制限はない。永住許可の



要件は、①素行が善良であること、②独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることとされている。原則として、引き続き10年以上在留していることが必要とされる。

※日本人の配偶者

日本人の配偶者・子・特別養子。在留期間は3年又は1年で、在留活動に制限はない。

※特別永住者

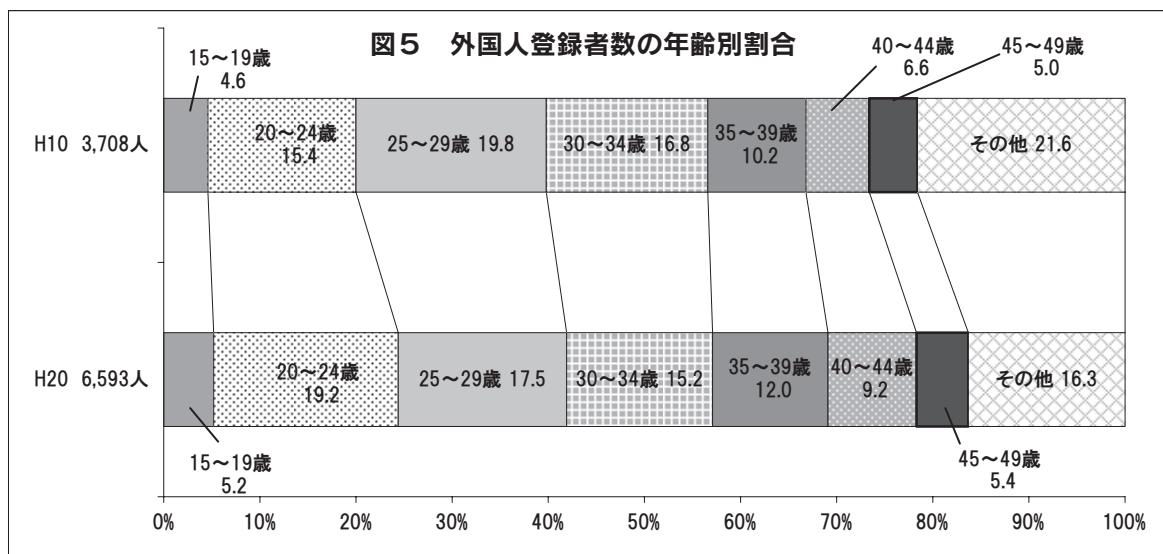
「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、または当該資格を有する者。終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象にしており、在留期間や在留活動に制限はない。

※定住者

法務大臣が特別な事情を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者であり、日系3世、中国在留邦人、インドシナ難民などが該当する。在留期間は3年若しくは1年又は法務大臣が個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

- これを年齢別にみると、20～24歳 19.2%、25～29歳 17.5%、30～34歳 15.2%と、20代から30代の割合が高くなっています。(図5)

なお、外国人の児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒(小学校・中学校・高等学校)数は平成20年9月1日現在で31校、53人に上っています。(文部科学省日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査〔平成20年度〕)



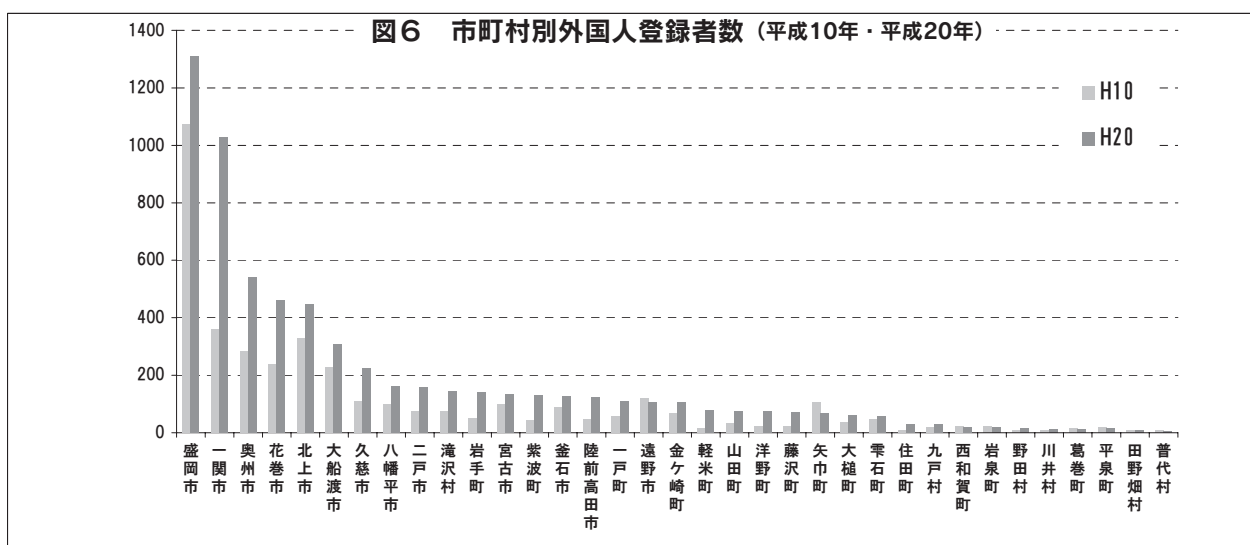
出典：法務省 「登録外国人統計年報2008年」、「平成11年版在留外国人統計」

- 本県では、すべての市町村で外国人登録がなされており、これを市町村別にみると、平成20年12月末現在で、盛岡市1,309人、一関市1,030人、奥州市541人などの順となっています。10年前と比較すると、増加数では、一関市670人、奥州市257人、盛岡市235人などの順で多くなっています。(図6)

市町村別外国人登録者数について、国籍別に推移をみると、一関市、遠野市、北上市、花巻市などにおいて、ブラジルが平成12年から平成15年にかけて大幅に増加した後、平成16年から平成20年にかけて急激に減少しており、企業に雇用されていた労働者が減少したものと推測されます。



※ 県内各市町村の外国人登録者数は、平成10年以降法務省資料がないため、外国人登録原票に基づく各市町村の報告数を掲載しており、岩手県全体の外国人登録者数と各市町村の外国人登録者数の合計とは一致しません。



出典：岩手県地域振興部 NPO・文化国際課「外国人登録者 国籍・市町村別人員調査表」

○ 外国人の雇用状況についてみると、平成20年10月末現在、**外国人労働者**を雇用しているとして届出のあった事業所は350ヶ所、外国人労働者数は1,632人となっています。

外国人労働者を国籍別にみると、中国が全体の68.4%を占め、以下、フィリピン9.8%、韓国2.1%、ブラジル1.5%などの順となっています。（図7）

在留資格別では、技能実習生等の特定活動が全体の55.6%を占め、以下、身分に基づく在留資格（※1）26.7%、資格外活動10.0%、専門的・技術的分野の在留資格（※2）7.7%の順となっています。（図8）

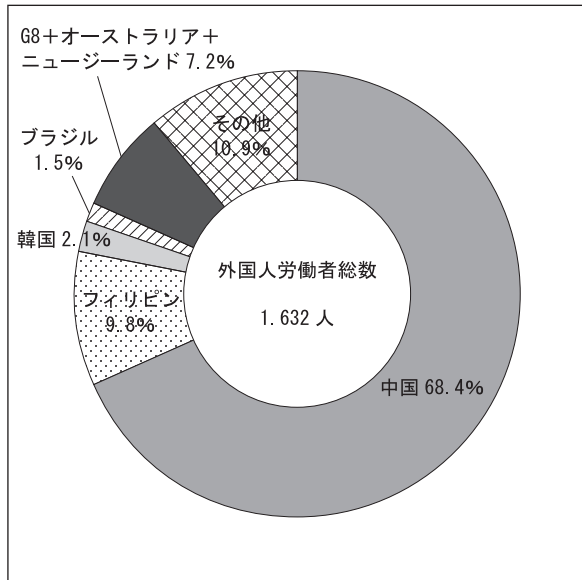
産業別では、製造業が全体の72.9%を占め、以下、教育・学習支援業8.9%、飲食店・宿泊業4.4%などの順となっています。（図9）

外国人を雇用している事業所を規模別に見ると、50人未満が49.4%と約半数を占め、以下、50～99人22.6%、100～299人19.1%などの順となっています。（図10）

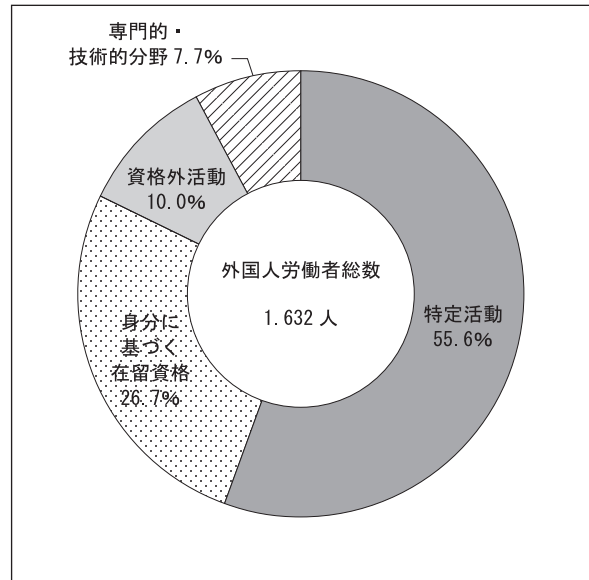
※1 身分に基づく在留資格には、「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者等」「定住者」が該当

※2 専門的・技術的分野の在留資格には、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」が該当

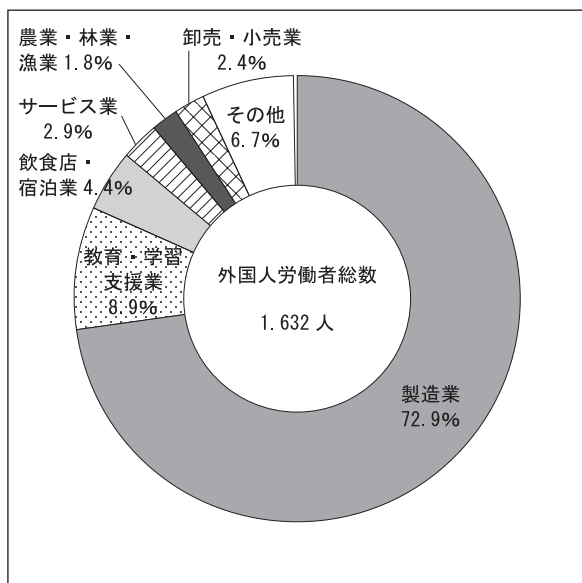
**図7 外国人労働者の国籍別割合**  
(平成20年10月末現在)



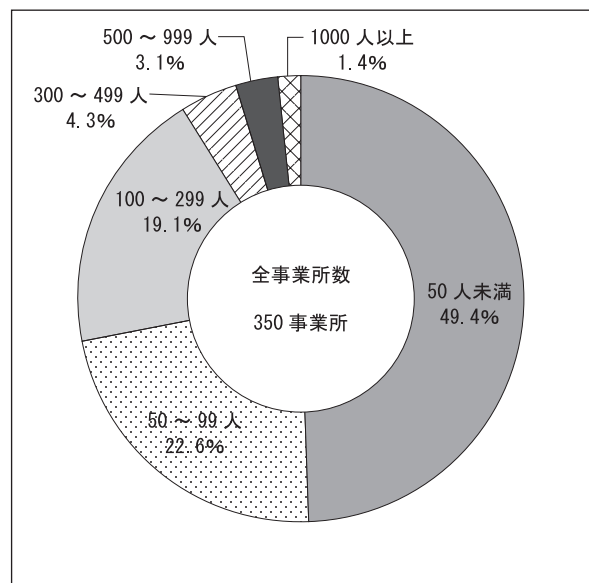
**図8 外国人労働者の在留資格別割合**  
(平成20年10月末現在)



**図9 外国人労働者の産業別割合**  
(平成20年10月末現在)



**図10 外国人労働者を雇用している事業所の  
規模別割合 (平成20年10月末現在)**



## (2) 本県における多文化共生をめぐる課題の例

外国人県民等は、本県で生活していく上で様々な課題を抱えています。その主なものは、次のとおりと考えられます。

### ① 言語の課題

- 外国人県民等の中には、日本語能力が十分とは言えない方が相当数います。
- この中には、日常会話に支障が生じている場合や漢字などが難しいために文章が理解できない場合のほか、診療の際に十分コミュニケーションが図れない場合や学習言語の習得に困っている場合など、様々なレベルの課題があります。
- 子どもを持つ外国人県民等の中には、両親とも日本語がわからないケースや子どもに勉強を教えられないなどの課題を抱えている場合もあります。
- 地域において、市町村や国際交流協会、国際理解関係団体などにより、外国人県民等に対して様々な日本語学習支援の取組が行われていますが、身近に教えてくれる人がいない、時間が合わない、仕事や家事・育児などが忙しく余裕がないなど様々な理由で、日本語を習得することに消極的な外国人県民等も見られます。
- また、本県においては、日本語教室等はボランティア団体により運営されているケースが多くなっていますが、ボランティア団体は、行政とのつながりがなく、運営に対する支援がないなど、課題を抱えながら活動を行っているのが現状です。

### ② 生活環境の課題

- 生活上必要な様々な情報（医療、保健、福祉、教育、子育て、防災、居住、就労など）が日本語でしか提供されていないこと、多言語等で提供されていること自体を把握していないことなど、情報提供のあり方や相談体制などが課題となっています。
- また、外国人県民等が日本で生活する場合、公的医療制度への加入や就労資格、さらには学校制度の違いなどの制度面で日本人とは異なる手続きが必要となることから、こうした面で十分制度の周知を図る必要があります。

### ③ 相互理解の課題

- 外国人県民等が日本で暮らしていく上で、文化や習慣などについてお互いの理解が不足しており、学校や職場、家庭内などで誤解や摩擦によるトラブルが生じる場合もあります。
- 外国人県民等が増加することは、外国の文化を知る機会や交流機会の増加につながるとして好意的に捉える日本人県民が多い中で、事件の発生などを懸念する人もいます。
- また、地域の習慣やルール、近所との付き合い方がわからないといったことで困っている外国人県民等もいる一方、日本人県民の側も自然な態度で接

することにためらいがあるなど、地域の中で外国人県民等との交流が不足している場合があります。

- 地域との交流が少ない場合、災害発生時における外国人県民等による迅速な避難行動の確保などに対する懸念があります。
- 日本人県民も外国人県民等を地域の構成員と考え、また、外国人県民等も地域の活動に参加するなど、日本人県民と外国人県民等が共に地域社会を支えていくという多文化共生社会づくりの意識が、必ずしも十分とはいえない状況にあります。

## 【参考】本県におけるこれまでの取組

### ① 県等の取組の例

本県では、平成13年3月に策定された「岩手県国際交流・協力計画」において、「外国人が暮らしやすい地域づくり」を掲げ、多文化共生社会の実現に向けた取組を行うこととしており、いわて県民情報交流センターに「国際交流センター」を設置して日本語教材室、日本語学習コーナーの運営、情報収集・提供、在住外国人相談、国際理解の推進などを実施しています。

また、本県の国際交流・協力、多文化共生社会づくりの中核的組織である(財)岩手県国際交流協会に対して国際交流推進員の設置の補助を行うとともに、「多文化共生いわてづくり事業」((財)岩手県国際交流協会への補助事業)を実施するなど、(財)岩手県国際交流協会を中心とした取組を行ってきました。

主なものは下記に記載のとおりですが、このほかにも、「外国人のためのいわて生活相談ガイドブック」のホームページへの掲載(6ヶ国語)、「外国人のためのいわて保健サービスガイドブック」のホームページへの掲載(4ヶ国語)、平成19年度には、在住外国人は多いものの支援団体が育っていない二戸地域において、(財)岩手県国際交流協会への委託により先進事例研修会や日本語教室立上げ支援などのモデル事業を実施しました。

また、(財)岩手県国際交流協会では、国際理解セミナーの開催、国際交流関係団体への助成、在住外国人ネットワークの形成、就学支援ハンドブックの作成、在住外国人子育てサポート事業などに取り組んでいます。

### ② 国際交流センターの業務概要((財)岩手県国際交流協会へ管理運営業務を委託。多文化共生関係。)

ア 国際交流・協力及び多文化共生に関する情報の発信及び照会に対する対応

イ 在住外国人の相談

ウ 県国際交流員等と連携した国際理解の推進

### ③ 多文化共生いわてづくり事業(県補助事業)の概要(平成20年度)

ア 在住外国人支援に係る人づくり事業

・日本語サポーターの養成や資質・能力向上のための研修会の開催

地域における日本語教室の開催を目的とした研修会の開催、外国人の子どもの日本語学習支援を推進するための説明会の開催

・生活支援サポーターの養成や資質・能力向上のための研修会の開催

在住外国人が快適に生活できるよう各地域で活動する生活支援サポーターの拡充やレベルアップを図るための研修の実施。行政・NPOのサービス・施設案内研修、防災講習と災害時通訳ボランティア研修、医療通訳ボランティア入門講座の実施

イ 地域国際化リーダー研修の実施

市町村国際交流協会等の担当者を対象とした研修会の実施

ウ 国際理解事業の実施

外国文化紹介講師派遣の実施

### 3 目指す将来像（基本目標）

#### （1）目指す将来像（基本目標）

これまでみてきた外国人県民等の現状や課題などを踏まえ、本県における多文化共生社会の目指す姿を、下記のとおりとします。

「わかり合い、高め合い、ともに築く共生の国いわたて」

外国人県民等の言葉や生活の不便が解消され、お互いの理解が進むことで、日本人県民と外国人県民等がお互いの価値を認め合い、お互いの交流を通じて高め合い、共に主体となってより豊かで潤いのある地域社会を築いていくことを目指します。

#### （2）視点

この目指す姿を実現するに当たっては、次の**3つの視点**を基本に進めることが重要です。

##### ① 外国人県民等の自立を支援する

本県においては、様々な国の出身の外国人県民等が人数の多少はあるものの県内すべての市町村において暮らしている現状にあります。この中で外国人県民等と日本人県民がいきいきと暮らしていくための外国人県民等への支援は、外国人県民等も地域の構成員であるという自覚を促し、自立した生活を送れるような観点から行うことが必要です。

また、日本人県民にも、外国人県民等も共に地域を支える主体であるという認識が必要です。

そこで、外国人県民等に対しては、日本語や日本社会の習慣などを自ら学ぶよう啓発するとともに、日本人県民に対しても、互いの文化的違いを認め合い、共に地域づくりを進めるよう働きかけます。

##### ② 日本人県民と外国人県民等が協働して継続的に進める

地域で行われる日本人県民と外国人県民等との交流は、単発的な交流に留まらず、日常的に継続して取り組む必要があります。

日本人県民と外国人県民等が双方向の交流を行うことにより、お互いのコミュニケーションが密になり、外国人県民等は日本の文化や習慣を知り、日本人県民は国際感覚や異文化を理解する能力の向上につながることを期待されます。

### ③ 県全体で推し進める

外国人県民等に関する問題は非常に幅広い分野に渡るとともに、県民一人ひとりの意識づくりが重要であることから、地域全体の問題として取り組んでいく必要があります。

県民や自治会、県、市町村、大学、学校、国際交流協会、国際理解関係団体、企業など様々な活動主体が一体となって、県全体で岩手の多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。



## 4 多文化共生に向けての主な施策の方向等

ここでは、本県における多文化共生の目指すべき姿の実現に向けて、今後5年間で取り組む3つの主な施策の方向と取組内容の例を掲げています。

なお、多文化共生を進める上での課題は言語に関わるものが多いことから、取組内容の例は、相互に重複する場合があります。

### 施策の方向1 コミュニケーションの支援

日本語学習の支援と日常生活に関する基礎的情報を多言語等で提供することにより、“言葉の壁”の解消を目指します。

#### ア 日本語学習の支援

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に暮らしていくためには、互いに円滑にコミュニケーションができることが必要です。

こうしたコミュニケーションに使われる言語は日本語が基本となりますが、外国人県民等の中には日本語能力が十分ではない人も多くいます。

したがって、外国人県民等が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発するとともに、日本語学習の機会の提供に努めます。

(取組内容の例)

- 外国人県民等に対し、外国人登録等の機会を捉え、日本語教室の開催情報を提供するとともに、参加を呼びかけます。
- 日本語教室が設置されていない地域における教室の開設を目指した研修会や、既設の教室の充実に向けた取組を行います。
- 地域における日本語教室が、関係機関との連携・協力により円滑に運営されるよう取り組みます。

#### イ やさしい日本語や多言語による行政・生活情報の提供

日本語学習の支援のほか、日本語を十分に理解できるようになるまでには相当の時間がかかるため、来日して間もない外国人県民等のために、特に基礎的な生活に関する行政情報を中心にやさしい日本語や多言語による情報提供に努めるとともに、併せて国等で既に作成しているものの活用を図ります。

(取組内容の例)

- やさしい日本語やルビふりなどによる行政・生活情報が提供されるように、情報を提供する側の意識向上を図るとともに、やさしい日本語による表記方法につ

いての情報提供などを行います。

- 国や関係機関などで既に多言語等で作成、提供されている行政・生活情報などを共有し、その積極的な活用を図ります。
- 道路や公共交通機関の案内標識へのローマ字・英語などの併記や絵文字などを活用したわかりやすい表記に努めるとともに、観光情報の多言語化に取り組みます。
- 通訳ボランティア等の育成・登録を図るとともに、当該ボランティアの情報の周知などによりその活用を促進します。
- 公共窓口などにおける通訳を介した三者通話システムの必要性について、調査・検討します。

施策の方向1 コミュニケーションの支援 プランの目標値

国際交流サポーター登録者数

(平成 20 年度) 301 人 ⇒ (平成 22 年度) 360 人 ⇒ ※[(平成 26 年度) 480 人]  
[ 現状 ] [ いわて県民計画  
アクションプラン目標値 ] [ 本プラン目標値 ]

岩手県国際交流協会の日本語サポーター登録者、多言語サポーター登録者、ホストファミリー登録者、協会事業協力サポーター数について、年間 30 人程度の増加を目指します。外国人県民等のサポートの充実と外国人に対する理解を深めることを目指すものです。

※ 平成 26 年度の目標値は、平成 22 年度の目標値を基に設定したものであり、次期アクションプランの策定の際に、社会経済情勢の変化等も踏まえ、より適切な指標の設定なども含め考慮していくものです。以下、施策の方向 2、3 の目標値についても同様です。

外国人県民等にとって特に必要な情報を適切に提供することにより生活上の負担が減り、自立した生活を送ることができるように支援します。

### ア 外国人県民等にとって特に必要な情報等の提供

在留資格、医療、労働などの外国人特有の情報についてやさしい日本語や多言語での提供を推進するとともに、必要な啓発に努めます。

多言語化については、国等で既に作成しているものの活用を図るとともに、外国語での対応が可能な医療機関に関する情報の提供など本県固有の情報収集・提供に努めます。

(取組内容の例)

- 在留資格など外国人県民等にとって特に必要な情報について、既に多言語で作成・提供されているものの活用を図ります。
- 外国人労働者の雇用や労働条件に関する留意事項を外国人県民等と企業の双方に情報提供するとともに、企業に対しては労働関係法令についても周知を図ります。
- 外国人留学生の県内企業等への就職を支援します。
- 外国語での対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、医療通訳に対応するボランティアの育成や派遣などの体制整備を行います。
- 医療・子育て・福祉等の情報（例：予防接種など）を外国人県民等に伝えるため、各市町村で共有可能なフォーマット等の作成を行います。
- あんしん貸貸支援事業についての周知を行います。
- 多言語等による防災情報の提供、防災訓練情報の外国人県民等への周知、災害時に対応するボランティア育成や派遣などの体制整備を行います。
- 地域における外国人県民等の支援者（民生・児童委員など）に対し、外国人県民等にとって特に必要な情報の提供を行います。
- 外国人相談事業について周知を図るとともに、相談事例の共有化や相談機関との連携などを図ります。

### イ 外国人県民等である児童・生徒への対応

日本の教育制度を周知するとともに、日本語学習支援の必要な児童・生徒について、県・市町村教育委員会、県・市町村国際交流協会、国際理解関係団体、大学等との連携により、小学校・中学校・高等学校における日本語指導の充実を推進します。

(取組内容の例)

- 外国人県民等に対し、外国人登録等の機会をとらえ、日本の教育制度について

の周知を行います。

- 外国人県民等である児童・生徒の教育対応についての事例集を作成するなど、情報を共有する体制を整えます。
- 日本語を母語としない外国人県民等である生徒の高校進学を支援するため、多言語による進学説明パンフレットを活用しながら、進学説明・相談会を開催します。
- 外国人県民等である児童・生徒の日本語学習をボランティアの協力を得て支援します。
- 日本語指導者を指導する者の養成などにより支援体制の充実を図るとともに、日本語学習補助教材や多言語版教材を活用することなどにより効果的な指導を行います。
- 該当校の教員を対象として多文化共生の視点を取り入れた研修を実施します。
- 奨学金制度の周知や活用を図ります。
- 異文化コミュニケーションの視点を取り入れた学習を行います。

## 施策の方向 2 生活支援 プランの目標値

### 外国人相談件数

(平成 20 年度) 253 件 ⇒ (平成 22 年度) 310 件 ⇒ ※ [ (平成 26 年度) 430 件 ]  
[ 現状 ] [ いわて県民計画  
アクションプラン目標値 ] [ 本プラン目標値 ]

国際交流センター・岩手県国際交流協会において実施している外国人相談の相談件数について年間 30 件程度の増加を目指します。外国人相談については潜在している相談は多いものの、その周知などが図られておらず相談に至っていないという課題があることから、相談事業等の周知などにより、潜在している問題が相談に結びつくことで外国人県民等の利便の向上を目指すものです。

## 施策の方向3 多文化共生の地域づくり

外国人県民等が円滑に岩手での生活を始め、地域社会の構成員として共にいきいき生活できるよう、支援します。

### ア 日本社会のルール等に関する啓発

外国人県民等の中には、日本の文化や生活習慣に関する理解が十分ではない人や、日本社会のルールを守る必要性を理解できない人も見受けられます。

外国人県民等に対して日本の習慣や住民としての義務、地域や生活に関するルール等について説明するなど、外国人県民等が円滑に岩手での生活を始められるよう支援します。

(取組内容の例)

- 外国人県民等に対し、外国人登録や日本語教室の機会を通じ日本の習慣や住民としての義務、地域や生活に関するルール等について周知します。

### イ 多文化共生に関する啓発

多文化共生を県民に理解してもらうための啓発や、国際交流員などを活用し多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

(取組内容の例)

- 多文化共生の視点を取り入れた国際理解セミナーの開催など、機会をとらえて多文化共生理解についての啓発を行います。
- 外国文化紹介講師派遣などの交流の機会を活用し多文化共生理解を促進します。
- 多文化共生の地域づくりの中核となる国際交流センターの機能の充実に努めます。

### ウ 交流機会づくり

地域での生活のさまざまな機会を通じて、外国人県民等との交流の機会を増やし、実際にコミュニケーションをとる中でお互いの文化や習慣の理解を促します。

(取組内容の例)

- 市町村等で行う市民講座をはじめとする様々な活動への参加を外国人県民等に呼びかけるとともに、講座等において外国人県民等を講師として活用するなど、相互理解を深めます。
- 外国人県民等に対し、防災訓練などの情報提供を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。

- 地域において開催する語学教室や外国人県民等との交流機会への日本人県民の参加を呼びかけます。

## エ つながりづくり

情報提供などにより外国人県民等の地域社会活動への参加を促進します。また、外国人県民等の相互扶助による自立を支援するため、国籍や言語を同じくする外国人県民等のネットワーク形成を支援します。

(取組内容の例)

- 外国人登録等の機会を利用して外国人県民等に自治会などの情報を提供するとともに、地域活動への参加を呼びかけます。
- 自治会長など、地域における多文化共生のキーパーソンとしての役割が期待される人たちに、多文化共生への理解を深めていただくよう働きかけます。
- 外国人県民等の相互扶助による自立を支援するため、外国人県民等のネットワーク形成を支援します。

### 施策の方向3 多文化共生の地域づくり プランの目標値

#### 外国文化紹介事業参加者数

(平成 20 年度) 2,083 人 ⇒ (平成 22 年度) 2,200 人⇒※[(平成 26 年度) 2,450 人]  
 [ 現状 ] [ いわて県民計画 ] [ アクションプラン目標値 ] [ 本プラン目標値 ]

県内で開催される外国文化理解に関する事業等の参加者について年間 60 人程度の増加を目指します。本事業において、外国文化理解とともに多文化共生意識の啓発を図り、多文化共生の地域づくりを目指すものです。

## 5 各主体の役割（県民が一体となった多文化共生社会の実現）

多文化共生の課題は、さまざまな分野に渡る課題であり、また、県民一人ひとりの意識づくりが何より重要です。

多文化共生社会の実現に当たっては、県民や自治会、県、市町村、大学、学校、国際交流協会、国際理解関係団体、企業等が連携し、協力し合い、それぞれの役割を十分に果たしながら、地域全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

このため、県は、多文化共生推進に係るプランを策定し、全県的視野から広域的な課題への対応、先導的な取組などを推進するとともに、関係者それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

### 【県の主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室開設支援・充実支援</li> <li>多言語等情報提供・提供支援・活用支援</li> <li>通訳ボランティアの育成支援・体制整備支援・情報周知</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報・制度の周知</li> <li>外国人留学生の就職支援</li> <li>市町村で共有可能な情報の多言語化等</li> <li>支援者等への情報提供</li> <li>外国人相談事業の実施・充実</li> <li>日本語指導者を指導する者の養成</li> <li>高校進学に係る情報提供</li> <li>児童・生徒への日本語学習支援</li> <li>多文化共生の視点を取り入れた研修・学習の実施</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生理解の啓発・促進</li> <li>国際交流センター機能の充実</li> </ul>

このほか、各主体に期待される役割は、次のとおりです。

### ① 市町村

市町村は、住民にとって最も身近な自治体として、外国人県民等に対しても各種の行政サービスを提供するなどの重要な役割を担っていることから、地域の実情に応じ、今後できるだけ早期に多文化共生の推進に係る指針等を策定し、外国人県民等に対する支援・情報提供・啓発、日本人県民に対する啓発などの取組を推進していくことが期待されます。



また、県・市町村等の国際交流協会、国際理解関係団体、学校、地元企業との連携や協働を積極的に図るとともに、交流の機会の増加や自治会等の地域と外国人県民等をつなぐ役割も期待されます。

【市町村に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語教室開催・充実・情報周知</li> <li>・ 多言語等情報提供・提供支援・活用支援</li> <li>・ 通訳ボランティアの情報収集</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な情報・制度の周知</li> <li>・ 支援者等への情報提供</li> <li>・ 外国人県民等の相談の実施・充実</li> <li>・ 児童・生徒への日本語学習支援</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や生活に関するルール等についての周知</li> <li>・ 多文化共生理解の啓発・促進</li> <li>・ 防災訓練等の情報提供と参加勧奨</li> <li>・ 市民講座等への外国人県民等の参加勧奨と講師への活用</li> <li>・ 交流機会の提供と住民の参加勧奨</li> <li>・ 自治会情報の提供と参加勧奨</li> <li>・ 多文化共生のキーパーソンへの理解の促進</li> <li>・ 外国人県民等ネットワーク形成支援</li> </ul>

② 県国際交流協会・市町村国際交流協会

県国際交流協会は、多文化共生社会の実現の推進に当たっての本県における中核的な組織として、県や市町村国際交流協会、団体などと連携・協働を図るとともに、専門的知識やノウハウ、機動性などを生かした広域的な取組を行うことが期待されます。

市町村国際交流協会は、県国際交流協会、市町村、国際理解関係団体等と連携・協働し、地域のニーズや実態を踏まえた事業の推進を図ることが期待されます。

【県国際交流協会・市町村国際交流協会に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室開催・充実・支援</li> <li>多言語等情報提供・提供支援・活用支援</li> <li>通訳ボランティアの育成・登録・体制整備・情報周知</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報・制度の周知</li> <li>外国人県民等の相談の実施・充実</li> <li>児童・生徒への日本語学習支援</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生理解の啓発・促進</li> <li>地域や生活に関するルール等についての周知</li> <li>交流機会の提供と住民の参加勧奨</li> <li>外国人県民等ネットワーク形成支援</li> </ul>

③ 国際理解関係団体

地域において自主的な活動を行っている国際理解関係団体は、多文化共生の地域づくりの中心的な担い手となることが期待されます。

それぞれの団体の持つノウハウ、情報、人材などを生かしながら、市町村、国際交流協会等と連携・協力し、地域のニーズを的確に把握した多様な活動を展開していくことが期待されます。

【国際理解関係団体に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室開催・充実・支援</li> <li>多言語等情報提供支援・活用支援</li> <li>ボランティア等への協力</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>多言語等情報活用支援</li> <li>必要な情報・制度の周知支援</li> <li>外国人県民等の相談への支援</li> <li>児童・生徒への日本語学習支援</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や生活に関するルール等についての周知</li> <li>多文化共生理解の啓発・促進</li> <li>交流機会の提供と住民の参加勧奨</li> </ul>

④ 企業

企業は、外国人県民等の雇用等に当たっての労働関係法令等の遵守はもとより、雇用等された外国人県民等の日本語学習への配慮やその家族の生活に対する支援、外国人県民等への理解も期待されます。

また、災害時において、これらの外国人県民等が孤立しないように対策を講

じる必要があります。

さらに、高い公共性を有する企業においては、利用者に向けた情報の多言語化の推進や、やさしい日本語の使用についての配慮も期待されます。

【企業に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>多言語等情報提供</li> <li>従業員である外国人県民等やその家族への支援</li> <li>従業員等のボランティア活動への協力</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働関係法令の遵守</li> <li>従業員である外国人県民等やその家族への必要な情報・制度の周知、災害時の配慮</li> <li>外国人県民等の雇用機会の創出</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や生活に関するルール等についての周知</li> <li>従業員である外国人県民等への地域活動等への参加呼びかけ</li> </ul>

⑤ 大学

大学には、教員や留学生による日本人県民、児童・生徒への多文化共生の啓発、学生による外国人県民等である児童・生徒への日本語指導など、地域の多文化共生の取組への参画が期待されます。

また、留学生の就職支援については、関係団体などと連携した積極的な取組を行うことが期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材を継続的に育成していくとともに、実態調査・研究等で行政等を支援する役割も期待されます。

【大学に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室開催や充実への協力</li> <li>多言語等情報提供支援・活用支援</li> <li>ボランティア等への協力</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人留学生の就職支援</li> <li>留学生への必要な情報・制度の周知、災害時の配慮</li> <li>児童・生徒への日本語学習支援</li> <li>学習教材開発等多文化共生に関する研究・助言</li> <li>多文化共生等の視点を取り入れた研修・学習への協力</li> </ul>

3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生への地域や生活に関するルール等についての周知</li> <li>・ 多文化共生理解の啓発・促進への協力</li> </ul>
---------------	--

## ⑥ 学校

学校（小学校・中学校・高等学校）は、外国人県民等である児童・生徒が在籍する場合の日本語学習指導をはじめ、多文化共生の観点を取り入れた学習やPTAなども含めた意識づくりなどの役割が期待されます。

また、外国人県民等である児童・生徒が在籍しない場合であっても、多文化共生の観点を取り入れた学習などで、多文化共生の意識づくりに寄与していくことが期待されます。

### 【学校に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A等を含めたやさしい日本語等による情報提供</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校進学に係る情報提供</li> <li>・ 児童・生徒への日本語学習指導</li> <li>・ 奨学金制度の周知・活用に関する助言</li> <li>・ 多文化共生等の視点を取り入れた研修・学習の実施</li> </ul>
3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒への地域や生活に関するルール等についての助言</li> <li>・ 交流機会への参加勧奨</li> </ul>

## ⑦ 県民・自治会等

県民は、交流機会への参加などによる相互理解や、共に地域を支えていくパートナーとしての意識づくり、外国人県民等の身近な支援者としての行動などが期待されます。

自治会等は、地域づくりにおける基礎的な団体です。外国人県民等も参加しやすい自治会等の活動に配慮するとともに、外国人県民等に対する活動への参加の呼びかけ、外国人県民等の身近な支援などの役割が期待されます。

### 【県民・自治会等に期待される主な役割の例】

施策の方向	主な役割の例
1 コミュニケーションの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア等への協力</li> <li>・ やさしい日本語等による情報提供</li> <li>・ 多言語等情報活用支援</li> </ul>
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人県民等への協力</li> </ul>

3 多文化共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や生活に関するルール等の周知協力</li> <li>・ 多文化共生理解の啓発事業等への参加</li> <li>・ 自治会情報、防災訓練情報等の提供と参加勧奨</li> <li>・ 外国人県民等に対する情報提供への協力</li> <li>・ 交流機会への参加</li> <li>・ 外国人県民等ネットワーク形成支援</li> </ul>
---------------	--

※ 「主な役割の例」は、各主体の役割をイメージするための例示です。多文化共生の取組は、地域の実情に応じて各主体が連携・協力しあいながら進めていく取組であることから、役割が固定されない場合や複数の主体が同じ役割を担う場合が考えられます。

また、例えばボランティア関係等、複数の施策方向に関わる役割については、まとめて記載しています。

## 資料 1 多文化共生についての意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへのご協力をお願いしている銀河系いわてモニターの方々に多文化共生に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

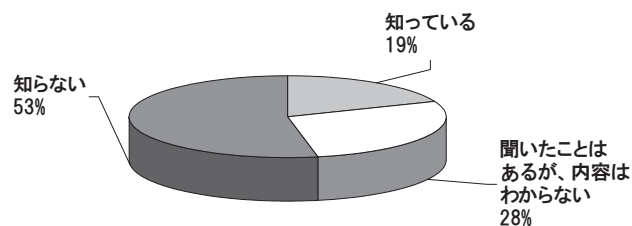
調査設計	調査地域	岩手県全域
	調査対象	平成8年度銀河系いわてモニター
	標本数	298名
	調査方法	調査紙郵送法
	調査時期	平成19年1月
	調査主体	岩手県（地域振興部 NPO・国際課）
回収結果	有効回答数	232名
	有効回収率	77.85%

### 1 多文化共生の認知

問1 「多文化共生」ということばをご存知でしたか。

【回答者数232人】

- ・「知っている」＋「聞いたことはあるが、内容はわからない」の割合と、「知らない」の割合は、ほぼ半分ずつとなっています。
- ・「知っている」の割合は、全体の20%弱に留まっています。



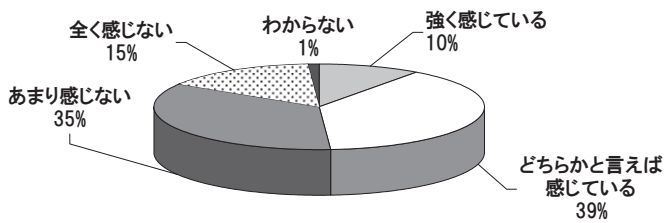
## 2 外国人住民についての意識

問2 お住まいの地域に外国人住民が増えていると感じていますか。

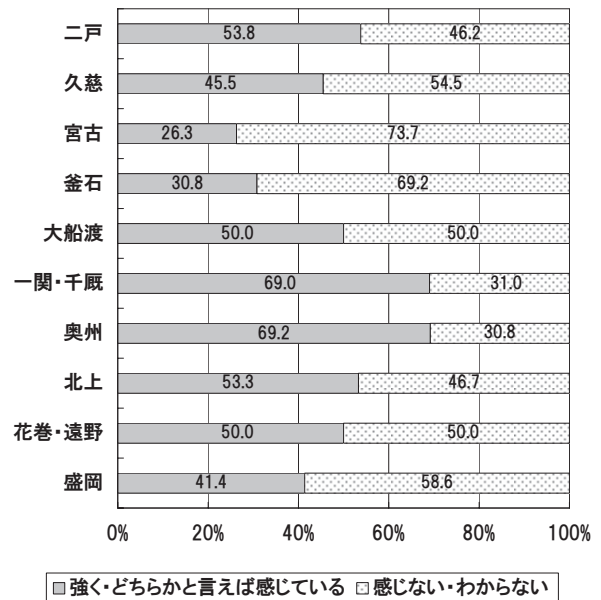
【回答者数232人】

・「強く感じている」＋「どちらかと言えば感じている」の割合と、「あまり感じない」＋「全く感じない」の割合は、ほぼ半分ずつとなっています。

・地域別にみると、特に奥州地域、一関・千厩地域において、「強く感じている」＋「どちらかと言えば感じている」の割合が高くなっています。



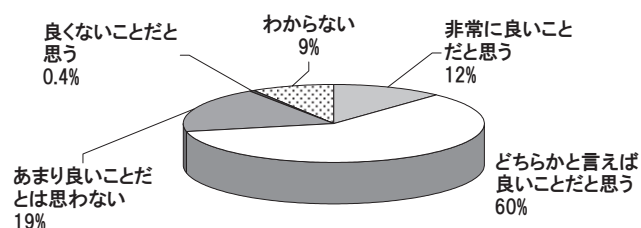
地域別状況



問3 外国人住民が増えることについてどのように思いますか。

【回答者数232人】

・「非常に良いことだと思う」＋「どちらかと言えば良いことだと思う」の割合は、全体の70%以上となっています。



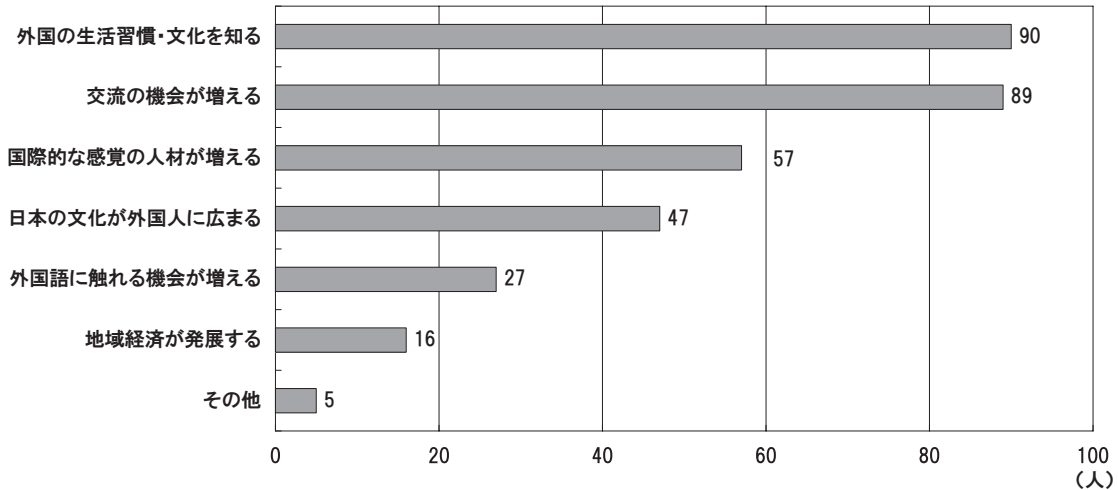


(問3で、外国人住民が増えることについて「非常に良いことだと思う」「どちらかといえば良いことだと思う」と答えた人への質問)

問3-2 地域に外国人住民が増えることで、どんなことを期待しますか。(2つまで)

【回答者延べ人数331人】

「外国の生活習慣・文化を知る」「交流の機会が増える」の回答が多くなっており、自分自身にとって良い影響があると考えている人が多くなっています。



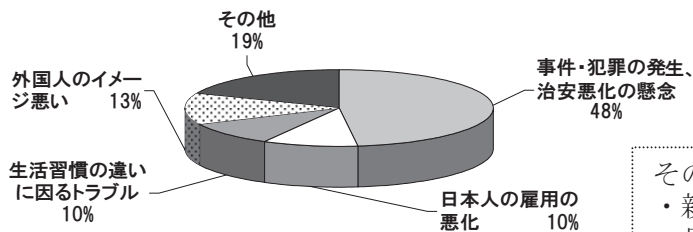
(問3で、外国人住民が増えることについて「あまり良いことだとは思わない」「良くないことだと思う」と答えた人への質問)

問3-3 どのようなことが良くないとお考えですか。【自由回答】

【回答者延べ人数48人】

「事件・犯罪の発生、治安悪化の懸念」の割合が、全体の約半数となっています。

(※類似回答を取りまとめたものです。)



その他の意見【回答者数9人】

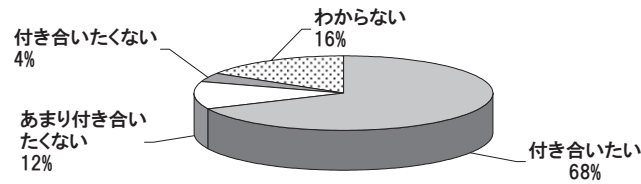
- ・ 親近感を感じない。
- ・ 日本古来の伝統文化の継承が薄れる。
- ・ 日本国であるから。
- ・ 接客婦が多くなっているため、風俗が乱れる。
- ・ 余計な神経を使わざるを得なくなる。

など

問4 地域に暮らす外国人住民との付き合いについてどのように考えていますか。

【回答者数232人】

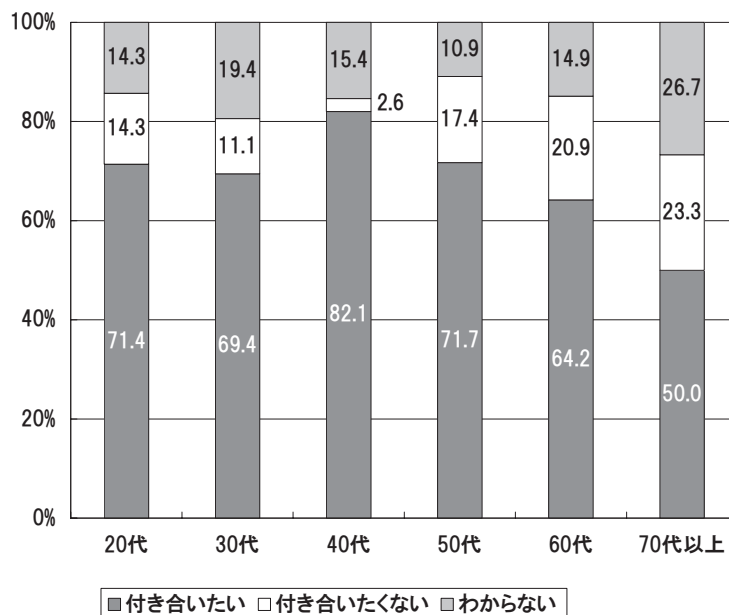
- ・「付き合いたい」の割合は、全体の70%近くとなっています。
- ・「付き合いたくない」 + 「あまり付き合いたくない」の割合は、全体の約16%となっています。



【回答者数232人】

- ・年代別にみると、特に40代において「付き合いたい」の割合が高く、40代の回答者の80%以上となっています。
- ・70代以上において「あまり付き合いたくない」 + 「付き合いたくない」の割合が、70代以上の回答者の半数となっています。

年代別状況

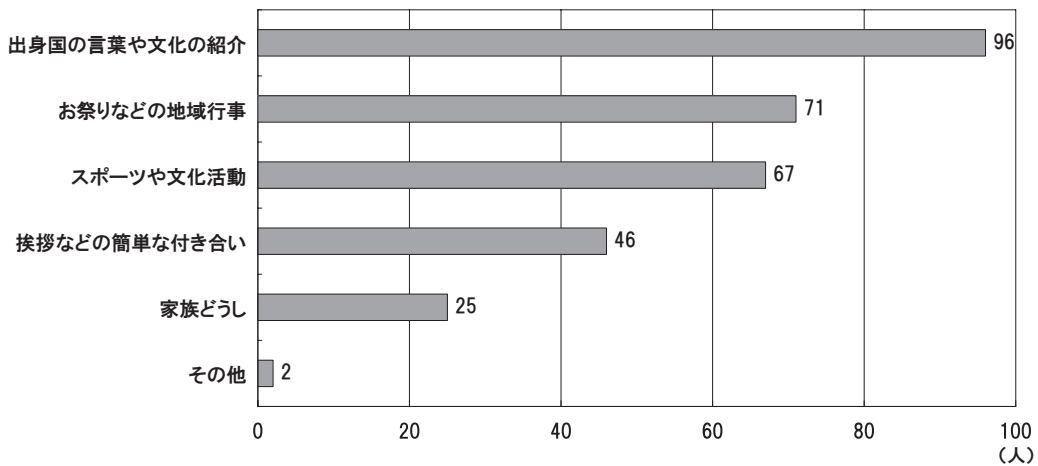


(問4で、外国人住民との付き合いについて「付き合いたい」と答えた人への質問)

問4-2 どんなことを通じて外国人住民と付き合いたいとお考えですか。(2つまで)

【回答者延べ人数307人】

「言葉や文化の紹介」「お祭りなどの行事」「スポーツや文化活動」の順に回答数が高くなっており、外国の言葉や文化に触れたいと感じている人、集団での活動の中で交流したいと感じている人が多くなっています。

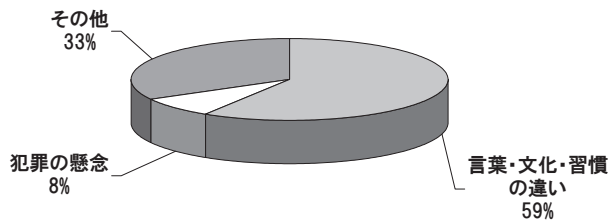


(問4で、外国人住民との付き合いについて「あまり付き合いたくない」「付き合いたくない」と答えた人への質問)

問4-3 どのようなことで付き合いたくないとお考えですか。【自由回答】

【回答者延べ人数36人】

「言葉・文化・習慣等の違いから理解しあうのが難しい」といった意見が全体の約60%となっています。(※類似回答を取りまとめたもの)



その他の意見【回答者数11人】

- ・近くに外国人が居住していないので、付き合い方がわからない。
- ・素性が分からない。お嫁さんや留学生であれば良い。
- ・こわい。不安。
- ・同文化共生すらままならない。
- ・接客婦が多くなっているので、風俗が乱れる。
- ・特に外国人だから付き合いたいかなんかという設問自体おかしい。

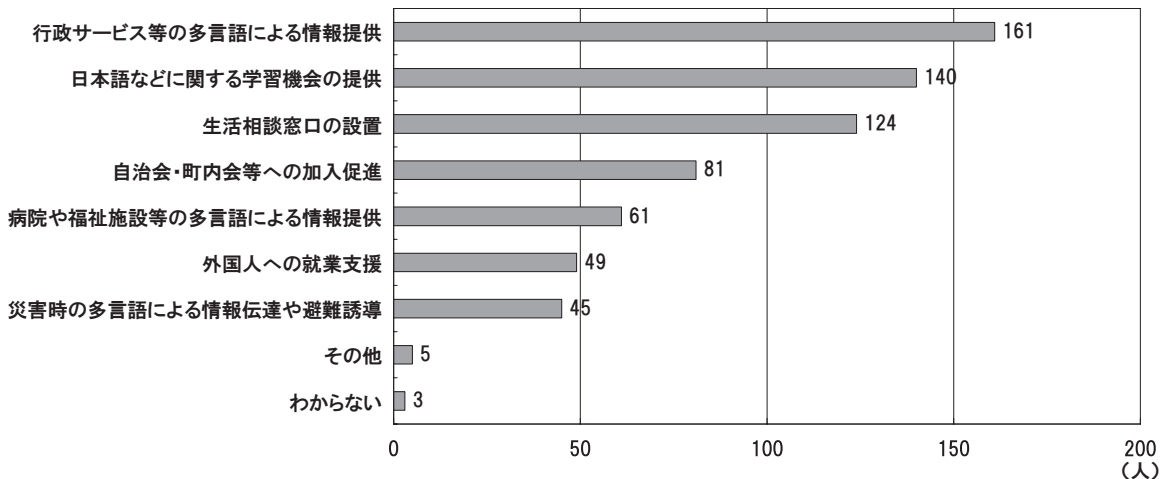
など

### 3 多文化共生のために外国人に必要な支援

問5 外国人住民が地域で安心して暮らすために必要な支援は何だと思いますか。(3つまで)

【回答者延べ人数669人】

「行政サービス等の多言語による情報提供」「日本語などに関する学習機会の提供」「生活相談窓口の設置」の順に、回答数が高くなっており、日常生活に密着した支援が特に必要と考えている人が多くなっています。

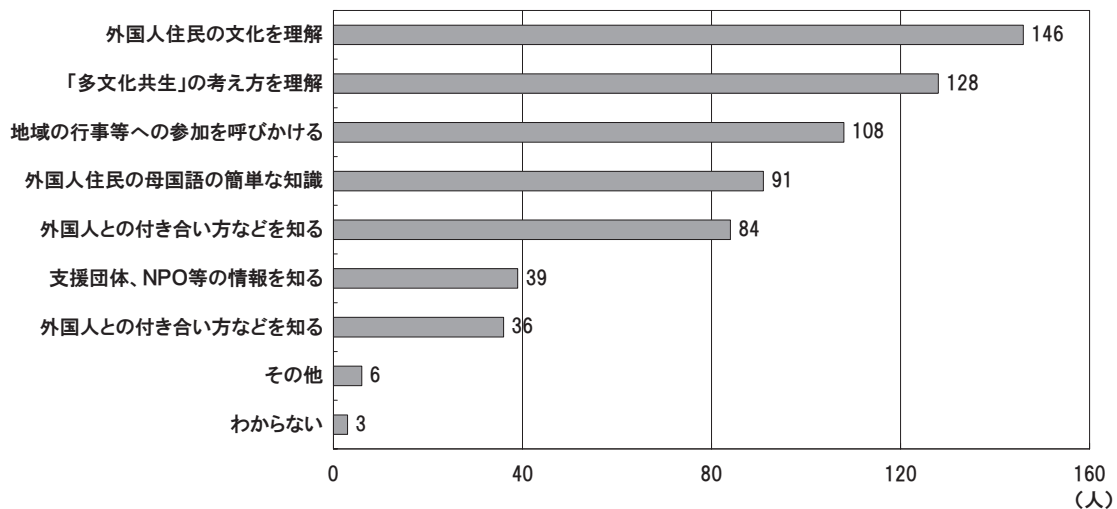


### 4 多文化共生のために日本人に必要なこと

問6 多文化共生を進めるために必要なことは何だと思いますか。(3つまで)

【回答者延べ人数641人】

「外国人住民の文化を理解」「多文化共生の考え方を理解」「行事への参加呼びかけ」の順に回答数が高くなっており、理解を深めることに加えて、地域に溶け込むための活動が特に必要と考えている人が多くなっています。

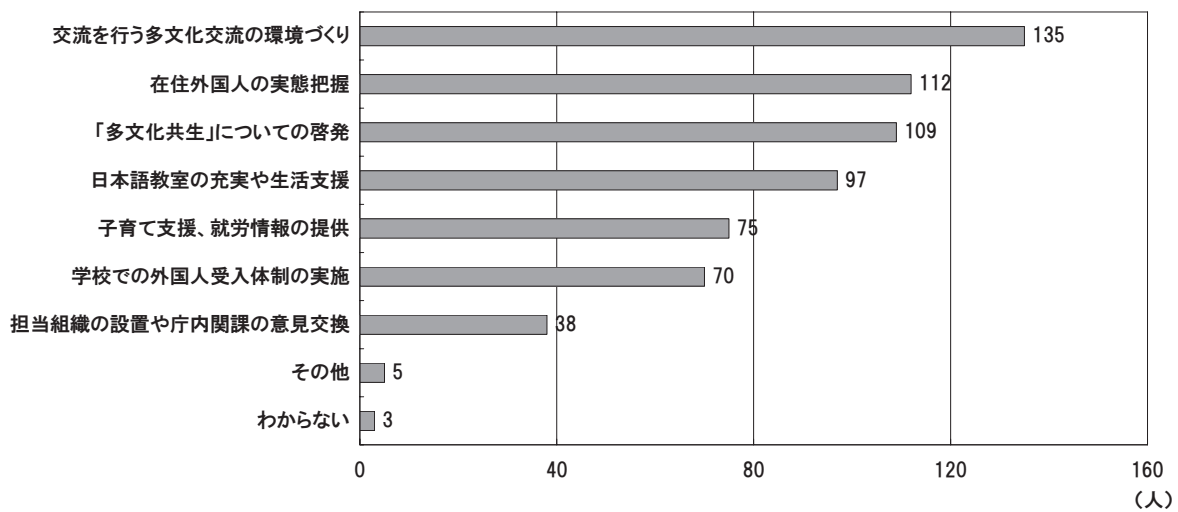


## 5 多文化共生のために行政が推進すべきこと

問7 「多文化共生の地域づくり」のために、行政が推進すべきことは何だと思えますか。(3つまで)

【回答者延べ人数644人】

「環境づくり」「在住外国人の実態把握」「啓発」の順に回答数が高くなっており、具体的な施策より環境整備や施策を進める上での調査が特に必要と考えている人が多くなっています。

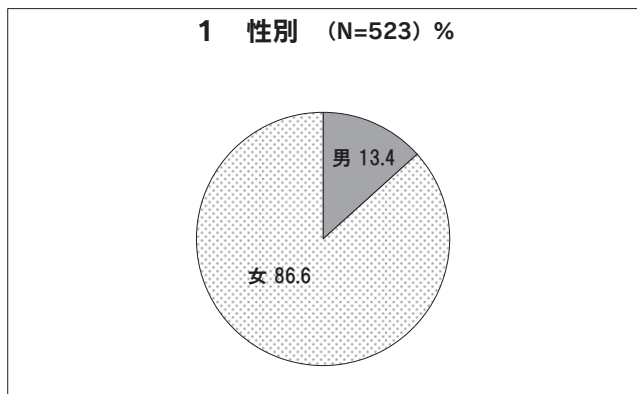


## 資料2 岩手県に在住する外国人の課題調査結果の概要

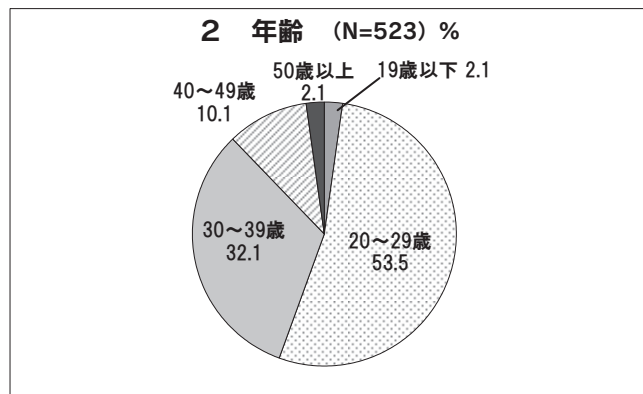
この調査結果は、県内で暮らす在住外国人に、県内で暮らす中で抱える課題、問題点などについてのアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

調査設計	調査地域	岩手県全域
	調査対象	岩手県内に在住する外国人（帰化した方を含む。）但し、旅行者など短期滞在者を除く。
	調査票配布数	2,210部
	調査方法	市町村や市町村国際交流協会、児童民生委員、地域自治会、保健師、大学、企業、日本語教室などの協力を得て、在住外国人に調査票を配布。無記名で郵送により回収。
	調査票言語	在住外国人登録者数の多い上位5言語（中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ポルトガル語、英語）とルビを付した日本語の6言語
	調査時期	平成9年11月～平成19年12月
	調査主体	財団法人岩手県国際交流協会
	調査票設計及び集計・分析	公立学校法人岩手県立大学
回収結果	有効回収数	523名
	有効回収率	23.7%

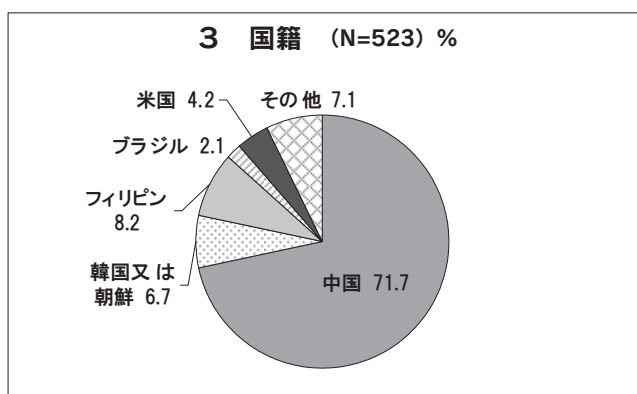
### 1 性別



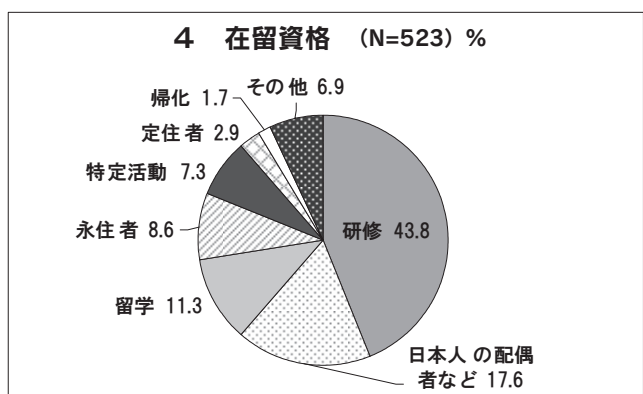
### 2 年齢



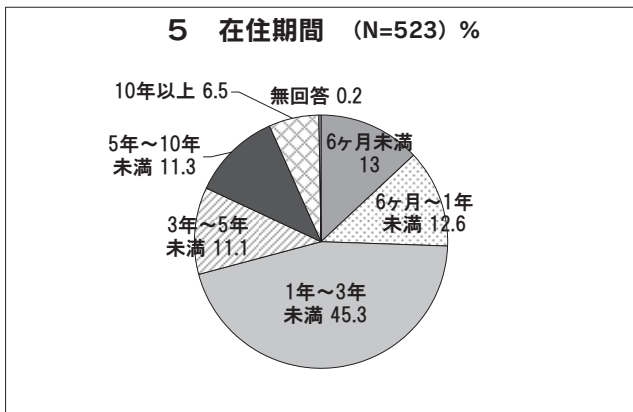
### 3 国籍



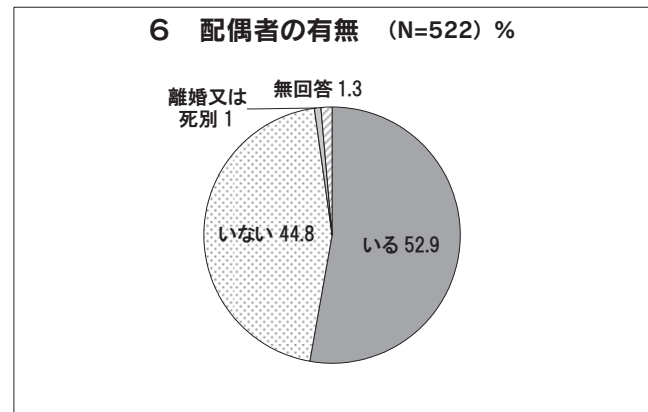
### 4 在留資格



## 5 在住期間

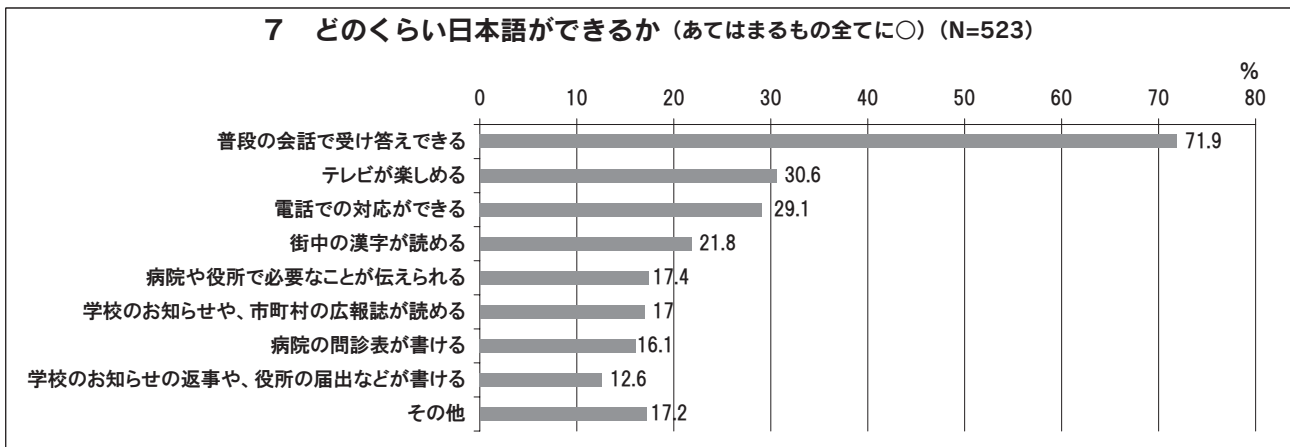


## 6 配偶者の有無

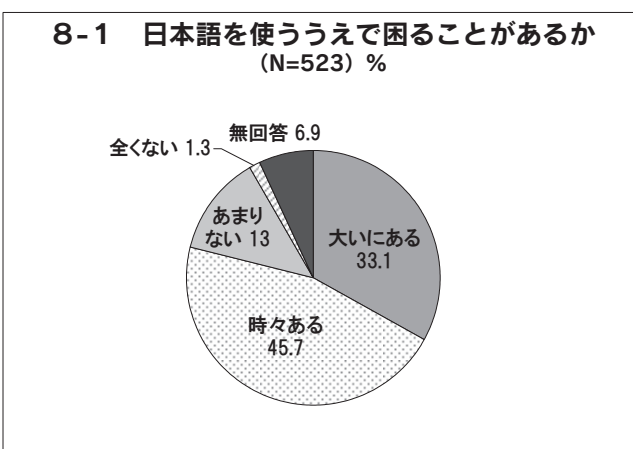


※「いる」には本国に配偶者がいるケースも含む。

## 7 どのくらい日本語ができるか (あてはまるもの全てに○)

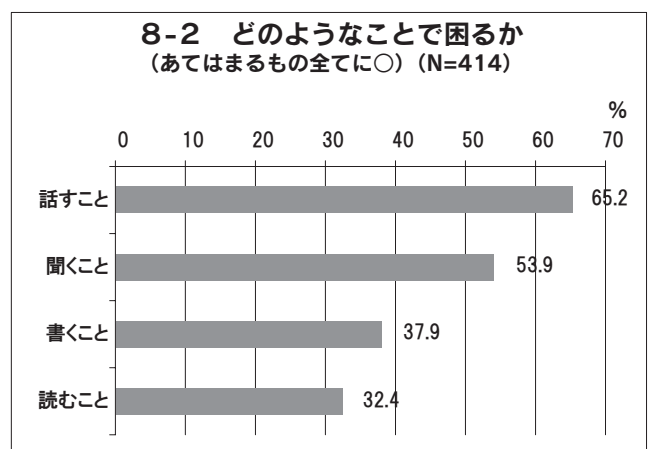


### 8-1 日本語を使ううえで困ることがあるか



### 8-2 どのようなことで困るか

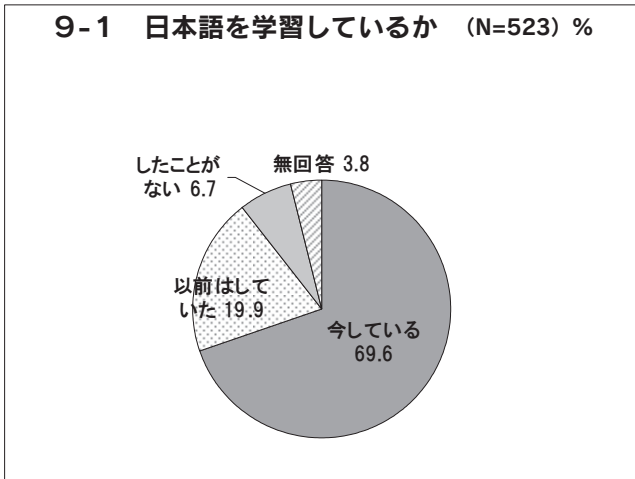
(あてはまるもの全てに○)



※ 8-1 で「大いにある」「時々ある」と回答した者への設問

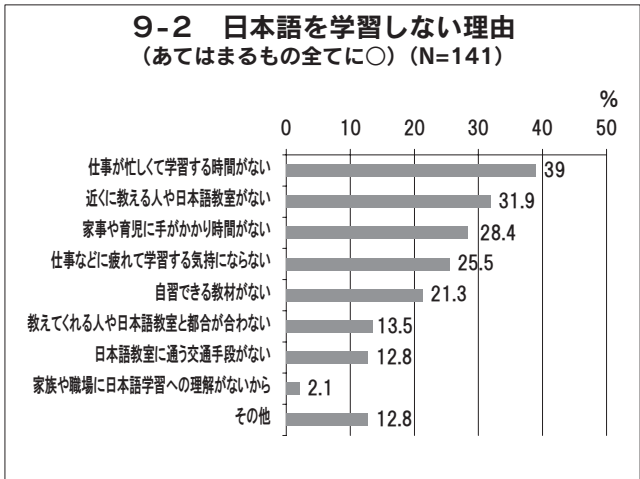


### 9-1 日本語を学習しているか



### 9-2 日本語を学習しない理由

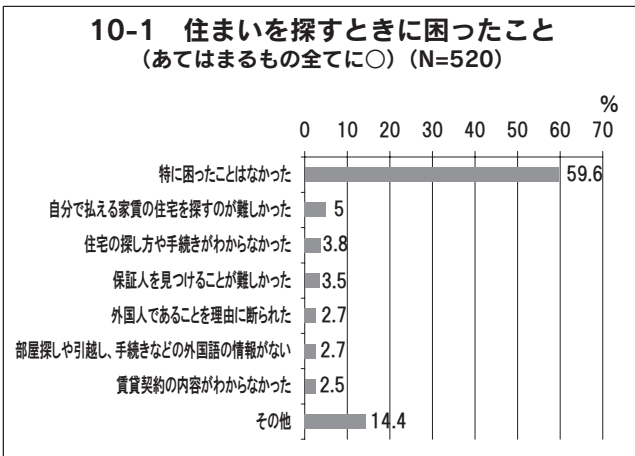
(あてはまるもの全てに○)



※ 9-1で「以前はしていた」「したことがない」と回答した者への設問

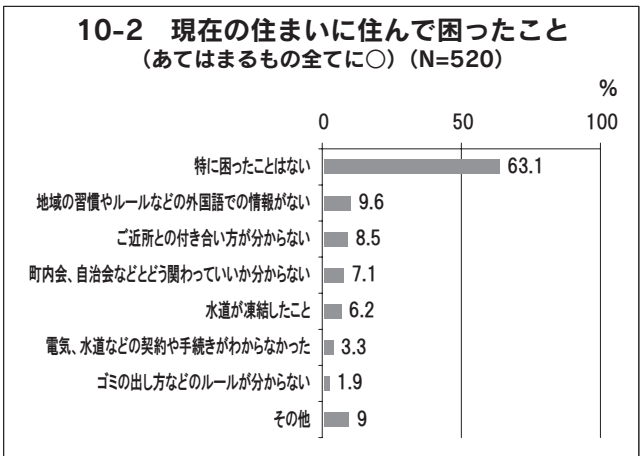
### 10-1 住まいを探すときに困ったこと

(あてはまるもの全てに○)



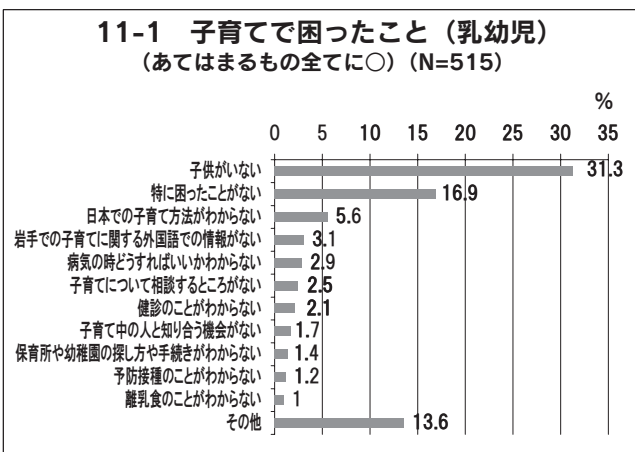
### 10-2 現在の住まいに住んで困ったこと

(あてはまるもの全てに○)



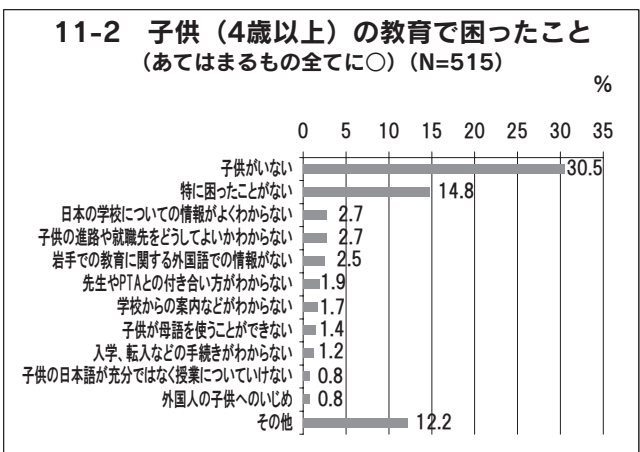
### 11-1 子育てで困ったこと(乳幼児)

(あてはまるもの全てに○)

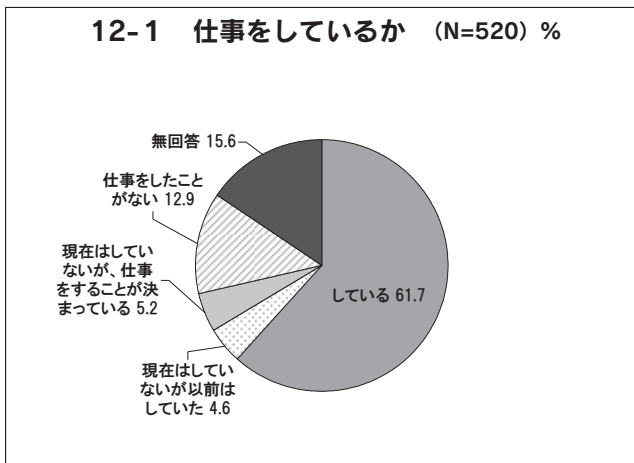


### 11-2 子供(4歳以上)の教育で困ったこと

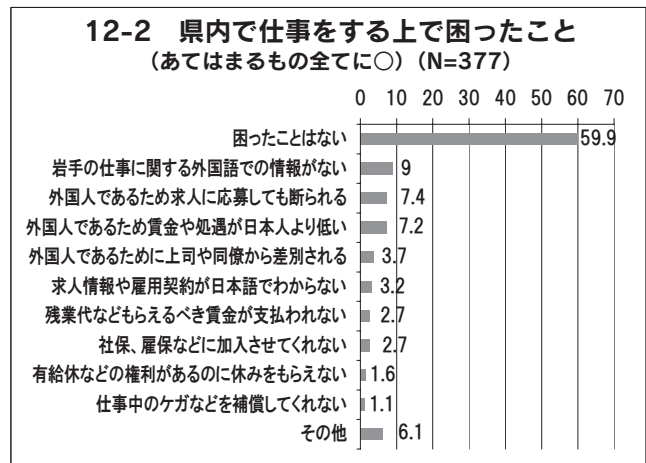
(あてはまるもの全てに○)



### 12-1 仕事をしているか

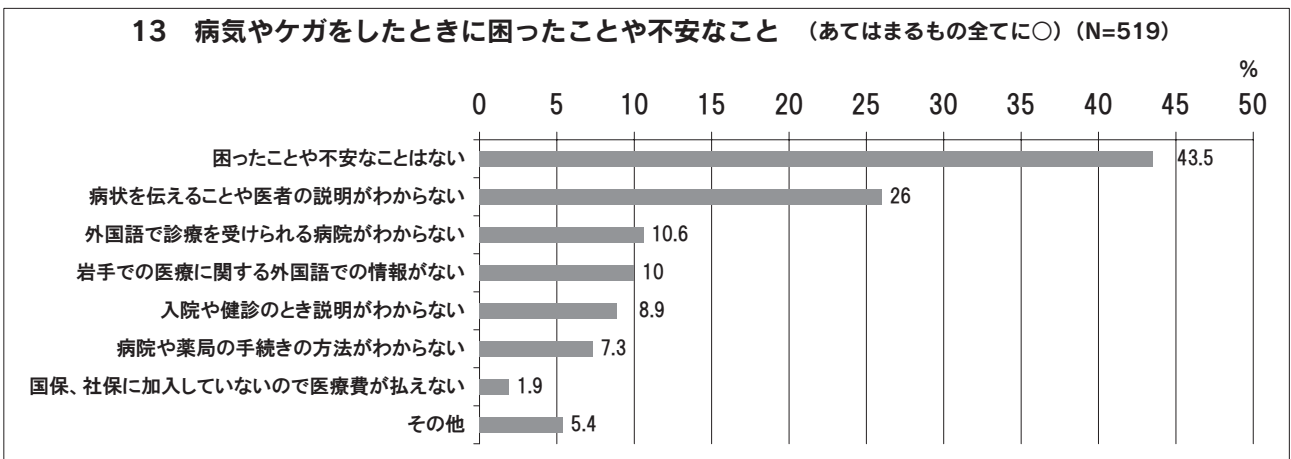


### 12-2 県内で仕事をする上で困ったこと (あてはまるもの全てに○)

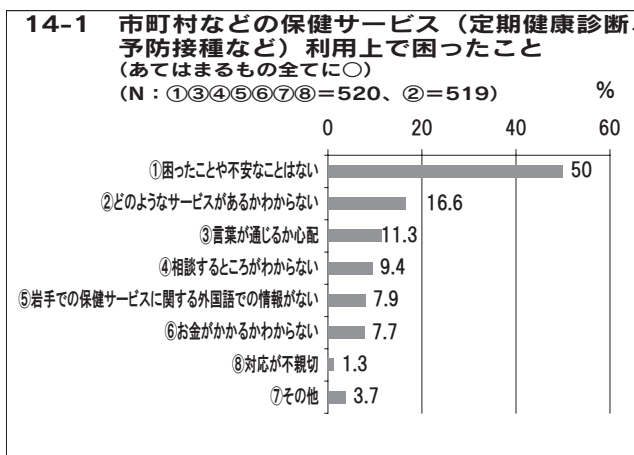


※ 12-1 で「している」「現在は仕事をしていないが以前はしていた」「現在は仕事をしていないが仕事をする事が決まっている」と回答した者への設問

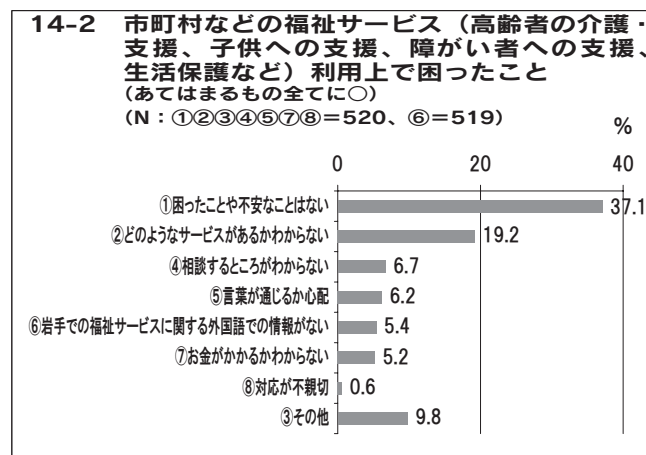
### 13-1 病気やケガをしたときに困ったことや不安なこと (あてはまるもの全てに○)



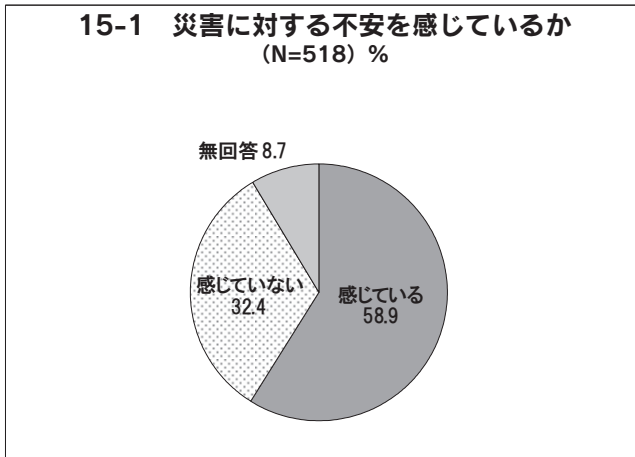
### 14-1 保健サービス利用上で困ったこと (あてはまるもの全てに○)



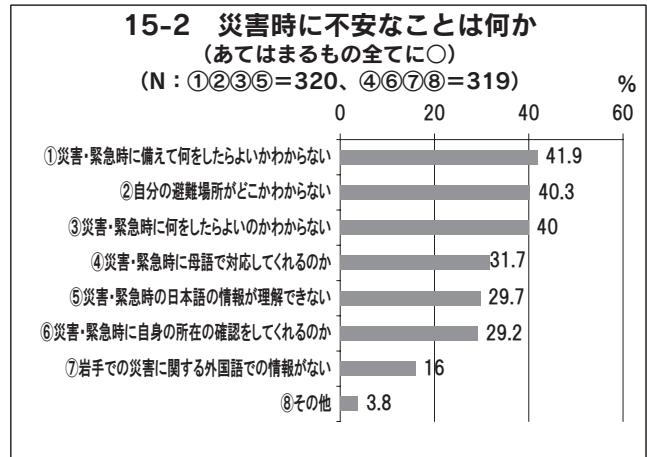
### 14-2 福祉サービス利用上で困ったこと (あてはまるもの全てに○)



### 15-1 災害に対する不安を感じているか

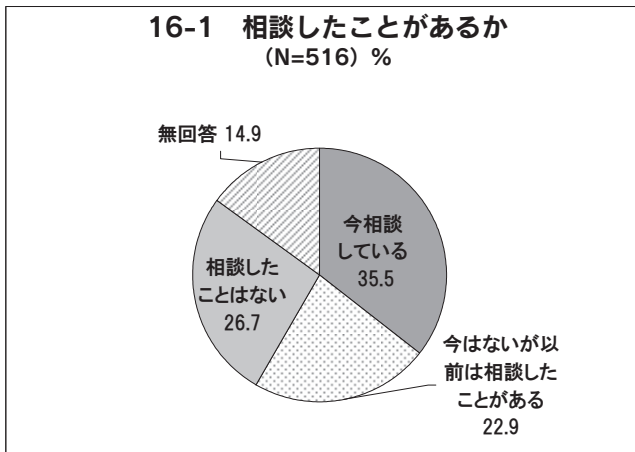


### 15-2 災害時に不安なことは何か (あてはまるもの全てに○)

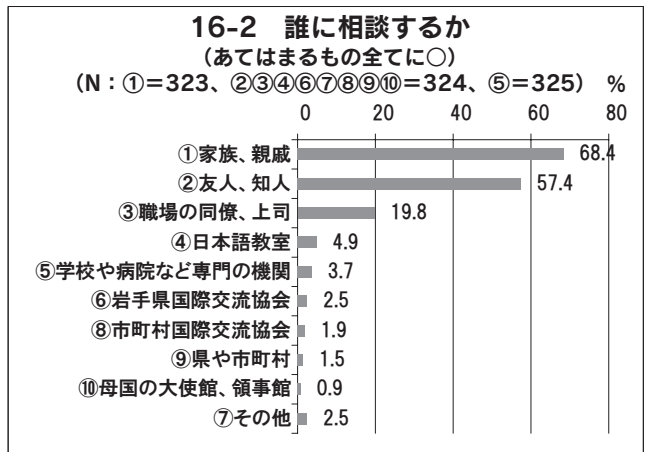


※ 15-1で「感じている」と回答した者への設問

### 16-1 相談したことがあるか

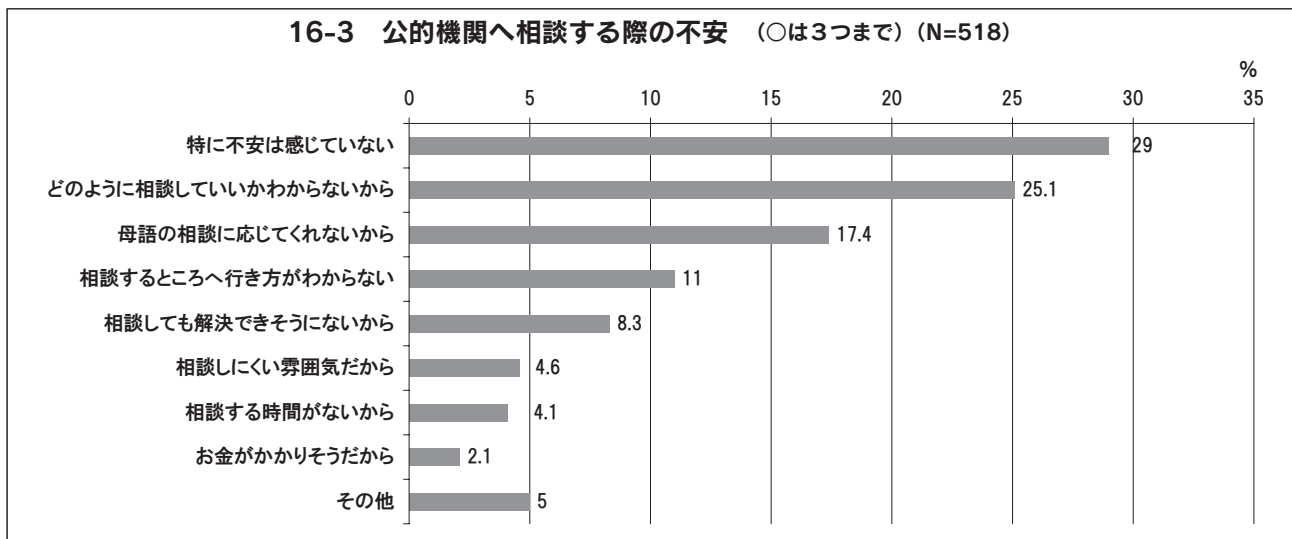


### 16-2 誰に相談するか (あてはまるもの全てに○)



※ 16-1で「今相談している」「今はないが以前相談したことがある」と回答した者への設問

### 16-3 公的機関へ相談する際の不安 (○は3つまで)



## 資料3 作成経過・意見募集結果

### 1 作成経過

- 平成21年7月 骨子案について、各市町村、各国際交流協会、国際関係団体（多文化共生関係国際理解団体、大学等）から意見聴取
- 平成21年11月6日（金）から12月7日（月）
  - ・パブリック・コメントの実施
  - ・地域説明会等の実施（県内9箇所で開催）
  - ・（財）岩手県国際交流協会との意見交換

### 2 意見募集結果

岩手県多文化共生推進プラン策定に当たって実施したパブリック・コメントに寄せられた意見の件数等については下記のとおりであり、その内容をプラン策定の参考とした。

#### (1) 地域説明会等参加者

区 分	参加者数
地域説明会等参加者数 （うち在住外国人）	99人 (13人)

#### (2) 寄せられた意見

プラン該当箇所	意見数
1. 岩手県多文化共生推進プラン策定の目的	9件
2. 岩手県における多文化共生の現状と課題等（1）（2）	7件
2. 岩手県における多文化共生の現状と課題等（3）	5件
3. 多文化共生に向けての主な施策方向（1）	80件
3. 多文化共生に向けての主な施策方向（2）	9件
その他	7件
計	117件

※ プラン該当箇所は、パブリック・コメントに付したプラン案の項目である。

## 資料4 各市町村の多文化共生担当課、国際交流協会（H22.4.1現在）

市町村名	担当課	電話番号(内線) FAX番号	国際交流協会名	電話番号(内線) FAX番号
盛岡市	市民部 男女参画国際課	019-626-7524 019-626-4153	(財)盛岡国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
宮古市	総務企画部 企画課	0193-68-9064 0193-63-9114	新里国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
大船渡市	企画政策部 活力推進課	0192-27-3111 0192-26-4477	大船渡市国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
花巻市	政策推進部 企画調整課 国際交流室	0198-22-7390 0198-22-7399	(財)花巻国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
北上市	企画部総務課	0197-64-2111(3211) 0197-63-7023	北上市国際交流ルーム	0197-63-4497 0197-63-4497
久慈市	総務企画部総務課	0194-52-2112 0194-52-3653	久慈市国際交流協議会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
遠野市	遠野市民センター 社会教育課	0198-62-4413(277) 0198-62-3302	(財)遠野国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
一関市	企画振興部 協働推進課	0191-21-2111(8674) 0191-21-5202	一関国際交流協会	0191-31-1351 0191-31-1351
			花のまち国際交流協会	0191-82-2445 0191-36-1027
			千厩町国際友好協会	0191-52-5586 0191-52-5586
			東山国際交流協会	0191-47-4544 0191-47-2118
			むろね国際交流クラブ	0191-64-2347 0191-64-3044
			川崎21世紀国際交流クラブ	0191-43-2253 0191-43-2253
			陸前高田市	教育委員会 生涯学習課
釜石市	総務企画部 総務課 国際交流室	0193-22-2111(107) 0193-22-2686	釜石市国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
二戸市	市民協働部 地域づくり推進課	0195-23-3111 0195-23-6185	二戸市国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
八幡平市	企画総務部 地域振興課	0195-76-2111 0195-75-0469	八幡平市国際交流協会	市担当課と同じ 市担当課と同じ
奥州市	総合政策部 まちづくり推進課	0197-24-2111(314) 0197-23-5240	奥州市国際交流協会	0197-22-6111 0197-22-3802
			水沢国際交流協会	0197-22-6111 0197-22-3802
			江刺国際交流協会	0197-35-7823 0197-35-7823
			胆沢国際交流協会	0197-46-2111 0197-46-4455
雫石町	教育委員会 社会教育課	019-692-2111(284) 019-692-1311	雫石町国際交流協会	町担当課と同じ 町担当課と同じ
葛巻町	総務企画課	0195-66-2111(225) 0195-66-2101	くずまき高原国際交流推進協議会	0195-66-3111 0195-66-3112
岩手町	教育委員会 社会教育係	0195-62-2111(343) 0195-62-2032	特定非営利活動法人 岩手町国際交流協会	0195-62-4262 0195-62-4262
滝沢村	教育委員会 生涯学習課	019-684-2111(624) 019-684-4990	-	-
紫波町	経営支援部 総務課 総務文書室	019-672-2111(3123) 019-672-2311	紫波町国際交流協会	-
矢巾町	総務課	019-611-2702 019-697-3700	矢巾町国際交流協会	町担当課と同じ 町担当課と同じ
西和賀町	教育委員会 生涯学習課	0197-82-2045 0197-82-2883	西和賀町国際交流協会	0197-85-2111 0197-81-2111
金ヶ崎町	中央生涯教育センター	0197-44-3123 0197-44-3125	金ヶ崎町国際交流協会	0197-44-2099 0197-44-2099
平泉町	総務企画課	0191-46-5578 0191-46-3080	平泉国際交流協会	0191-46-2111 0191-46-3080
藤沢町	教育委員会 生涯学習文化課	0191-63-5515 0191-63-5517	藤沢町国際交流協会	町担当課と同じ 町担当課と同じ
住田町	町づくり推進課	0192-46-2114(224) 0192-46-3515	-	-
大槌町	企画財政課	0193-42-8716 0193-42-3855	大槌町国際交流協会	町担当課と同じ 町担当課と同じ
山田町	教育委員会 学校教育課	0193-82-3111(332) 0193-82-3444	特定非営利活動法人 山田町国際交流協会	0193-82-3651 0193-82-4099
岩泉町	教育委員会 社会教育室	0194-22-2111 0194-22-4545	岩泉町国際交流協会	0194-22-4860 0194-22-3321
田野畑村	総務課	0194-34-2111 0194-34-2632	-	-
普代村	総務課	0194-35-2111 0194-35-3017	-	-
軽米町	総務課	0195-46-2111 0195-46-2335	-	-
野田村	住民福祉課	0194-78-2928 0194-78-3995	-	-
九戸村	総務企画課 地域振興班	0195-42-2111(171) 0195-41-1005	九戸村国際交流協会	0195-42-2111(304) 0195-41-1010
洋野町	教育委員会 生涯学習課	0194-65-5411 0194-69-1100	洋野町国際交流協会	0178-88-1810 0178-88-1810
一戸町	総務課	0195-33-2111(206) 0195-33-3770	一戸町国際交流協会	0195-33-2111(512) 0195-32-2001



## 岩手県多文化共生推進プラン

～わかり合い、高め合い、  
ともに築く共生の国いわて～

平成22年2月  
岩手県地域振興部